

<資料5>

千葉市国民保護計画

資料編

(原案)

平成18年10月

千葉市

千葉市国民保護計画資料編

目 次

1 . 市の概要 -----	1
1) 町丁別人口、人口密度、年齢構成等 -----	1
2) 平均気温、降雨量等 -----	14
3) 主要道路 -----	16
4) 港湾 -----	19
5) 石油コンビナート等特別防災区域 -----	20
2 . 関連機関の業務の大綱 -----	21
1) 指定地方行政機関 -----	21
2) 千葉県 -----	22
3) 指定公共機関及び指定地方公共機関 -----	22
3 . 関連機関一覧 -----	23
1) 指定行政機関 -----	23
2) 指定地方行政機関 -----	24
3) 自衛隊 -----	25
4) 千葉県 -----	26
5) 千葉県警察本部 -----	27
6) 市町村 -----	28
7) 消防本部（局）、消防署 -----	30
8) 指定公共機関 -----	31
9) 指定地方公共機関 -----	33
10) 大規模集客施設 -----	35
11) 学校等 -----	37
12) その他関係機関 -----	48
4 . 避難、救援等に関する資料 -----	49
1) 生活関連等施設 -----	49
2) 危険物質等に関し市長が命ずることのできる措置 -----	51
3) 自主防災組織結成状況 -----	55
4) 消防機関の装備資機材 -----	56
5) 火葬場、墓地（公営） -----	58

平成 19 年度以降掲載予定

- ・ 警報及び避難の指示の伝達・通知先
- ・ 避難施設

- ・物資集積地として活用できる土地、建物等
- ・避難所等として活用できる土地、建物等
- ・交通機関の運送力
- ・関係医療機関
- ・医療救護班
- ・臨時の医療施設として想定される場所等
- ・備蓄物資、調達可能物資

5 . 様式 -----	59
1) 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（安否情報省令）に定める様式 -----	59
2) 千葉県国民保護計画に定める被災情報の報告様式 -----	64
3) 火災・災害等即報要領に定める報告様式 -----	65

平成 19 年度以降掲載予定

- ・赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関する要綱に定める様式

6 . 条例、要綱等（市が定めたもの） -----	71
1) 千葉市国民保護協議会条例 -----	71
2) 千葉市国民保護対策本部及び千葉市緊急対処事態対策本部条例 -----	72
3) 千葉市国民保護協議会運営要綱 -----	73
4) 千葉市国民保護協議会の構成 -----	74

平成 19 年度以降掲載予定

- ・赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関する要綱

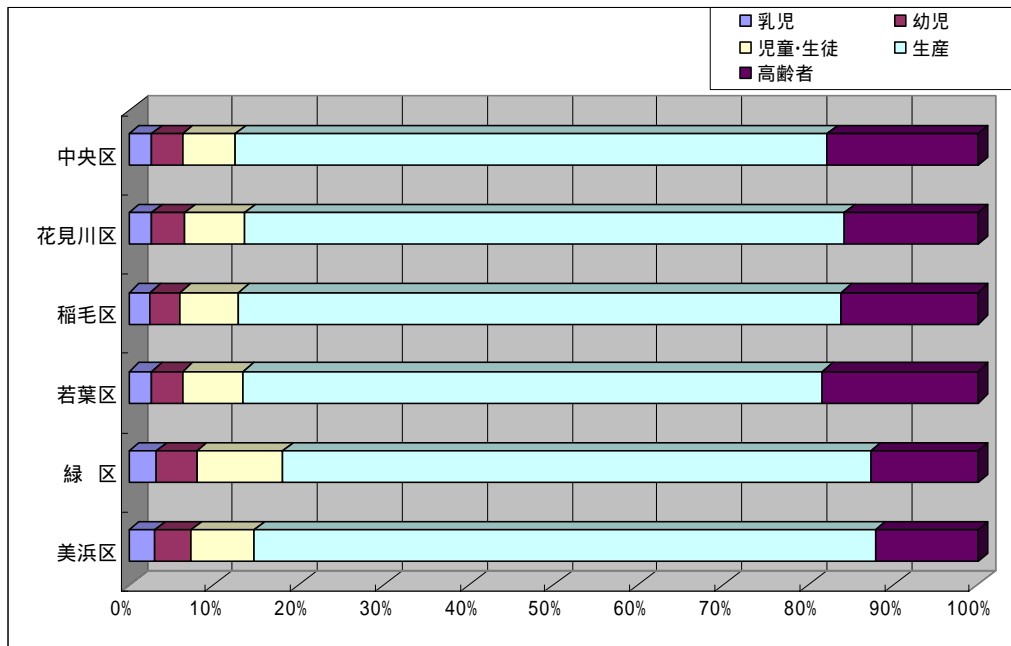
7 . 省令、告示等（国が定めたもの） -----	75
1) 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（安否情報省令）(様式は別掲) -----	75
2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 -----	77
3) 火災・災害等即報要領（様式は別掲） -----	84
4) 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方 -----	96
5) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン -----	98

1. 市の概要

1) 町丁別人口、人口密度、年齢構成等

(1) 人口の地域別、年齢別構成

年齢別人口割合



年齢階級別人口

(住民基本台帳 + 外国人登録) 単位：人

年齢	面積 ha	0~2 乳児	3~6 幼児	7~14 児童・生徒	15~64 生産	65~ 高齢者	計	人口密度 人/ha
中央区	4,481	4,991	6,648	11,849	127,127	33,298	183,913	41.0
花見川区	3,424	4,831	6,632	13,256	125,746	30,441	180,906	52.8
稲毛区	2,125	3,715	5,397	10,345	104,714	24,855	149,026	70.1
若葉区	8,421	3,756	5,366	10,756	100,367	29,188	149,433	17.7
緑区	6,641	3,475	5,350	11,344	78,342	15,128	113,639	17.1
美浜区	2,116	4,414	6,361	11,221	105,791	19,359	147,146	69.5
計	27,208	25,182	35,754	68,771	642,087	152,269	924,063	34.0

平成 18 年 3 月 31 日現在

(2) 昼間人口

昼夜間人口比率

区分	夜間人口：人(A)	昼間人口：人(B)	昼夜間人口比率 (B/A) × 100
中央区	170,481	245,371	143.9
花見川区	179,529	131,443	73.2
稲毛区	147,475	135,926	92.2
若葉区	149,276	123,238	82.6
緑区	101,721	79,268	77.9
美浜区	134,526	143,456	106.6
計	883,008	858,702	97.2

国勢調査（平成 12 年 総務省統計局）

流出人口内訳

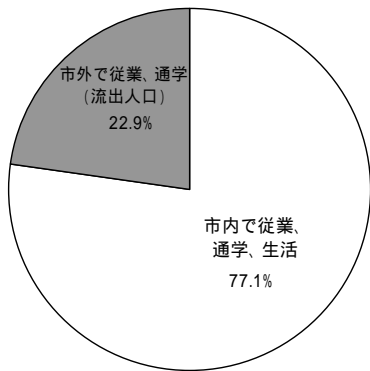
	流出人口：人	割合
東京都特別区部	107,582	53.3%
船橋市	16,409	8.1%
習志野市	10,098	5.0%
市原市	9,947	4.9%
市川市	8,224	4.1%
その他	49,615	24.6%
合計	201,875	

国勢調査（平成 12 年 総務省統計局）

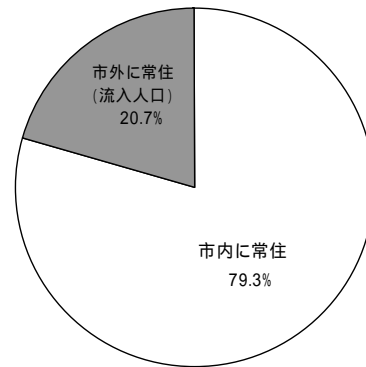
流入人口内訳

	流入人口：人	割合
市原市	23,159	13.0%
船橋市	16,617	9.4%
東京都特別区部	13,239	7.5%
四街道市	13,012	7.3%
習志野市	9,292	5.2%
佐倉市	9,261	5.2%
八千代市	7,600	4.3%
市川市	6,638	3.7%
八街市	6,478	3.6%
茂原市	6,147	3.5%
その他	66,126	37.2%
合計	177,569	

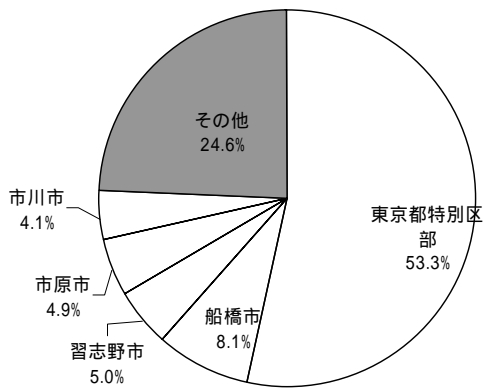
国勢調査（平成 12 年 総務省統計局）



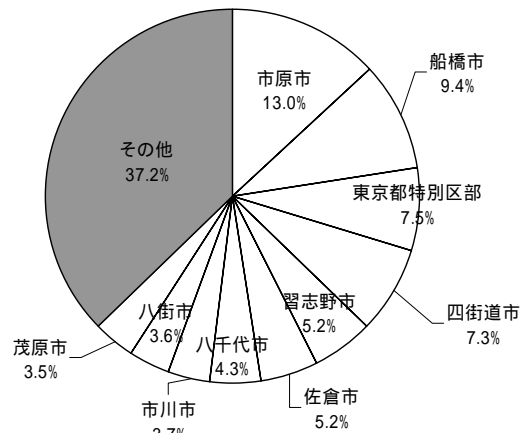
夜間人口 883,008 人



昼間人口 858,702 人



流出人口割合内訳 201,875 人



流入人口割合内訳 177,569 人

(3) 町丁別人口(住民基本台帳 + 外国人登録)

平成 18 年 3 月 31 日現在

町丁名		年齢			
		計	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上
中央区	総数	183,913	23,488	127,127	33,298
中央区	青葉町	2,845	641	1,875	329
中央区	赤井町	1,288	206	793	289
中央区	旭町	1,062	133	705	224
中央区	市場町	455	47	308	100
中央区	亥鼻 1 丁目	381	44	283	54
中央区	亥鼻 2 丁目	470	76	289	105
中央区	亥鼻 3 丁目	590	41	386	163
中央区	今井町	881	88	586	207
中央区	今井 1 丁目	1,337	129	945	263
中央区	今井 2 丁目	1,157	157	827	173
中央区	今井 3 丁目	1,188	146	858	184
中央区	院内 1 丁目	560	34	400	126
中央区	院内 2 丁目	851	51	544	256
中央区	稻荷町 1 丁目	611	92	417	102
中央区	稻荷町 2 丁目	582	39	407	136
中央区	稻荷町 3 丁目	556	60	393	103
中央区	鷓の森町	1,023	148	699	176
中央区	大森町	4,977	568	3,424	985
中央区	生実町	6,475	865	4,280	1,330
中央区	春日 1 丁目	1,323	174	919	230
中央区	春日 2 丁目	1,158	147	868	143
中央区	葛城 1 丁目	698	90	504	104
中央区	葛城 2 丁目	1,135	92	770	273
中央区	葛城 3 丁目	1,033	121	711	201
中央区	要町	571	47	414	110
中央区	亀井町	766	50	464	252
中央区	亀岡町	584	70	377	137
中央区	川戸町	3,588	439	2,346	803
中央区	栄町	582	33	432	117
中央区	寒川町 1 丁目	612	60	395	157
中央区	寒川町 2 丁目	638	52	431	155
中央区	寒川町 3 丁目	921	99	582	240
中央区	塩田町	1,233	155	844	234
中央区	汐見丘町	1,310	171	928	211
中央区	白旗 1 丁目	1,253	121	774	358
中央区	白旗 2 丁目	1,433	120	962	351
中央区	白旗 3 丁目	1,556	250	977	329
中央区	新宿 1 丁目	1,604	152	1,127	325
中央区	新宿 2 丁目	1,860	264	1,421	175
中央区	新千葉 1 丁目	33	0	30	3
中央区	新千葉 2 丁目	599	37	418	144
中央区	新千葉 3 丁目	1,095	132	772	191
中央区	新田町	1,355	140	980	235
中央区	新町	443	48	310	85
中央区	神明町	2,709	352	1,950	407
中央区	末広 1 丁目	784	84	570	130
中央区	末広 2 丁目	808	124	590	94
中央区	末広 3 丁目	1,041	159	774	108
中央区	末広 4 丁目	613	81	464	68
中央区	末広 5 丁目	344	59	268	17
中央区	蘇我町 1 丁目	2,432	299	1,749	384

町丁名		年齢			
		計	0～14歳	15～64歳	65歳以上
中央区	蘇我町 2丁目	4,550	873	3,190	487
中央区	大巖寺町	2,160	243	1,416	501
中央区	千葉寺町	7,304	1,299	4,965	1,040
中央区	千葉港	2,517	556	1,870	91
中央区	中央 1丁目	197	14	159	24
中央区	中央 2丁目	187	14	147	26
中央区	中央 3丁目	379	32	259	88
中央区	中央 4丁目	184	11	128	45
中央区	中央港 1丁目	7			
中央区	中央港 2丁目	4			
中央区	椿森 1丁目	1,276	119	890	267
中央区	椿森 2丁目	814	78	533	203
中央区	椿森 3丁目	1,293	113	842	338
中央区	椿森 4丁目	190	24	146	20
中央区	椿森 5丁目	449	23	325	101
中央区	椿森 6丁目	777	91	524	162
中央区	鶴沢町	884	90	609	185
中央区	出洲港	1,261	170	953	138
中央区	道場北 1丁目	1,389	131	946	312
中央区	道場北 2丁目	962	94	714	154
中央区	道場南 1丁目	998	99	660	239
中央区	道場南 2丁目	1,140	91	749	300
中央区	問屋町	1,135	230	874	31
中央区	長洲 1丁目	1,082	101	752	229
中央区	長洲 2丁目	1,122	75	735	312
中央区	仁戸名町	9,132	1,091	5,952	2,089
中央区	登戸 1丁目	1,148	130	835	183
中央区	登戸 2丁目	931	106	704	121
中央区	登戸 3丁目	1,183	165	801	217
中央区	登戸 4丁目	874	103	574	197
中央区	登戸 5丁目	1,140	147	792	201
中央区	花輪町	773	74	556	143
中央区	浜野町	5,837	635	4,041	1,161
中央区	東本町	718	62	444	212
中央区	東千葉 1丁目	1,493	115	1,094	284
中央区	東千葉 2丁目	2,574	347	1,908	319
中央区	東千葉 3丁目	536	45	385	106
中央区	富士見 1丁目	233	28	189	16
中央区	富士見 2丁目	172	5	111	56
中央区	弁天 1丁目	1,133	102	864	167
中央区	弁天 2丁目	1,245	80	873	292
中央区	弁天 3丁目	910	111	642	157
中央区	弁天 4丁目	999	168	678	153
中央区	星久喜町	5,637	697	3,660	1,280
中央区	本千葉町	541	37	415	89
中央区	本町 1丁目	518	47	333	138
中央区	本町 2丁目	858	85	617	156
中央区	本町 3丁目	363	35	253	75
中央区	松ヶ丘町	3,020	408	1,906	706
中央区	松波 1丁目	801	101	561	139
中央区	松波 2丁目	1,370	104	1,000	266
中央区	松波 3丁目	1,217	130	802	285
中央区	松波 4丁目	1,098	75	732	291

町丁名		年齢			
		計	0～14歳	15～64歳	65歳以上
中央区	港町	1,071	114	739	218
中央区	南生実町	3,521	484	2,304	733
中央区	南町1丁目	925	185	701	39
中央区	南町2丁目	1,514	158	1,241	115
中央区	南町3丁目	1,769	266	1,227	276
中央区	都町	4,934	685	3,363	886
中央区	都町1丁目	2,386	321	1,698	367
中央区	都町2丁目	807	93	604	110
中央区	都町3丁目	634	62	466	106
中央区	宮崎町	6,349	1,138	4,412	799
中央区	宮崎1丁目	1,472	210	1,104	158
中央区	宮崎2丁目	1,298	232	941	125
中央区	村田町	4,389	488	3,207	694
中央区	矢作町	4,701	532	3,150	1,019
中央区	祐光1丁目	1,681	285	1,139	257
中央区	祐光2丁目	1,405	149	1,050	206
中央区	祐光3丁目	349	41	253	55
中央区	祐光4丁目	957	107	710	140
中央区	若草1丁目	1,633	347	1,163	123
花見川区	総数	180,906	24,719	125,746	30,441
花見川区	天戸町	1,994	219	1,420	355
花見川区	朝日ヶ丘1丁目	1,570	176	1,109	285
花見川区	朝日ヶ丘2丁目	3,958	406	3,104	448
花見川区	朝日ヶ丘3丁目	3,021	483	2,191	347
花見川区	朝日ヶ丘4丁目	2,396	325	1,581	490
花見川区	朝日ヶ丘5丁目	1,383	98	983	302
花見川区	内山町	436	26	342	68
花見川区	宇那谷町	3,598	1,189	2,239	170
花見川区	柏井町	5,147	535	3,411	1,201
花見川区	検見川町1丁目	1,200	118	772	310
花見川区	検見川町2丁目	1,361	175	903	283
花見川区	検見川町3丁目	4,251	634	2,922	695
花見川区	検見川町5丁目	2,804	271	1,898	635
花見川区	犢橋町	2,707	312	1,862	533
花見川区	こてはし台1丁目	895	91	514	290
花見川区	こてはし台2丁目	864	72	526	266
花見川区	こてはし台3丁目	1,045	100	642	303
花見川区	こてはし台4丁目	1,313	130	831	352
花見川区	こてはし台5丁目	980	70	637	273
花見川区	こてはし台6丁目	2,010	153	1,287	570
花見川区	作新台1丁目	1,294	132	803	359
花見川区	作新台2丁目	1,845	248	1,244	353
花見川区	作新台3丁目	1,036	130	719	187
花見川区	作新台4丁目	1,161	198	852	111
花見川区	作新台5丁目	1,031	149	733	149
花見川区	作新台6丁目	1,379	182	1,025	172
花見川区	作新台7丁目	592	89	419	84
花見川区	作新台8丁目	1,540	230	1,084	226
花見川区	さつきが丘1丁目	4,544	571	3,092	881
花見川区	さつきが丘2丁目	5,411	721	3,758	932
花見川区	三角町	2,401	285	1,751	365
花見川区	大日町	649	52	428	169
花見川区	武石町1丁目	877	96	582	199

町丁名		年齢			
		計	0～14歳	15～64歳	65歳以上
花見川区	武石町2丁目	1,317	122	893	302
花見川区	千種町	6,128	822	4,489	817
花見川区	長作町	5,109	646	3,565	898
花見川区	浪花町	2,786	418	1,891	477
花見川区	長作台1丁目	900	86	592	222
花見川区	長作台2丁目	1,580	157	1,022	401
花見川区	西小中台	2,029	193	1,373	463
花見川区	畑町	4,893	592	3,388	913
花見川区	花島町	684	59	422	203
花見川区	花園町	2,887	398	2,042	447
花見川区	花園1丁目	986	82	645	259
花見川区	花園2丁目	1,128	146	782	200
花見川区	花園3丁目	1,309	177	843	289
花見川区	花園4丁目	830	78	558	194
花見川区	花園5丁目	673	65	431	177
花見川区	花見川	5			
花見川区	花見川1	2,429	310	1,571	548
花見川区	花見川2	3,316	394	2,207	715
花見川区	花見川3	1,505	184	983	338
花見川区	花見川4	1,927	281	1,293	353
花見川区	花見川5	258			
花見川区	花見川6	1,307	148	813	346
花見川区	花見川7	1,722	173	1,075	474
花見川区	花見川8	1,694	206	1,149	339
花見川区	花見川9	2,117	248	1,439	430
花見川区	幕張町1丁目	3,904	608	2,629	667
花見川区	幕張町2丁目	1,857	176	1,248	433
花見川区	幕張町3丁目	3,595	422	2,486	687
花見川区	幕張町4丁目	4,169	564	2,885	720
花見川区	幕張町5丁目	12,063	1,886	8,655	1,522
花見川区	幕張町6丁目	1,866	144	1,269	453
花見川区	幕張本郷1丁目	2,627	419	2,070	138
花見川区	幕張本郷2丁目	3,869	622	3,020	227
花見川区	幕張本郷3丁目	3,622	707	2,684	231
花見川区	幕張本郷4丁目	1,053	193	777	83
花見川区	幕張本郷5丁目	2,110	385	1,646	79
花見川区	幕張本郷6丁目	1,766	255	1,409	102
花見川区	幕張本郷7丁目	4,292	862	3,151	279
花見川区	南花園1丁目	1,783	162	1,129	492
花見川区	南花園2丁目	553	29	442	82
花見川区	宮野木台1丁目	1,873	233	1,432	208
花見川区	宮野木台2丁目	711	100	524	87
花見川区	宮野木台3丁目	731	62	411	258
花見川区	宮野木台4丁目	936	98	607	231
花見川区	瑞穂1丁目	1,096	306	747	43
花見川区	瑞穂2丁目	3,445	896	2,365	184
花見川区	瑞穂3丁目	1,178	321	803	54
花見川区	横戸町	3,856	468	2,654	734
花見川区	横戸台	1,739	111	1,394	234
稲毛区	総数	149,026	19,457	104,714	24,855
稲毛区	穴川町	126	10	96	20
稲毛区	穴川1丁目	1,705	205	1,232	268
稲毛区	穴川2丁目	2,034	243	1,398	393

町丁名		年齢			
		計	0～14歳	15～64歳	65歳以上
稲毛区	穴川3丁目	1,011	74	724	213
稲毛区	穴川4丁目	654	111	457	86
稲毛区	あやめ台	4,154	450	2,708	996
稲毛区	稲丘町	1,270	144	858	268
稲毛区	稲毛1丁目	844	116	599	129
稲毛区	稲毛2丁目	826	72	569	185
稲毛区	稲毛3丁目	1,607	165	1,068	374
稲毛区	稲毛台町	2,101	268	1,456	377
稲毛区	稲毛町4丁目	41	3	31	7
稲毛区	稲毛町5丁目	3,492	633	2,437	422
稲毛区	稲毛東1丁目	1,386	226	948	212
稲毛区	稲毛東2丁目	929	79	660	190
稲毛区	稲毛東3丁目	1,652	180	1,228	244
稲毛区	稲毛東4丁目	1,005	170	741	94
稲毛区	稲毛東5丁目	1,384	142	966	276
稲毛区	稲毛東6丁目	2,578	352	1,942	284
稲毛区	柏台	3,331	298	2,234	799
稲毛区	黒砂1丁目	877	90	632	155
稲毛区	黒砂2丁目	1,241	156	829	256
稲毛区	黒砂3丁目	721	129	511	81
稲毛区	黒砂4丁目	744	76	515	153
稲毛区	黒砂台1丁目	1,417	179	1,005	233
稲毛区	黒砂台2丁目	645	99	469	77
稲毛区	黒砂台3丁目	1,181	104	862	215
稲毛区	小中台町	8,261	1,121	6,363	777
稲毛区	小仲台1丁目	2,747	483	2,000	264
稲毛区	小仲台2丁目	694	46	475	173
稲毛区	小仲台3丁目	1,117	90	803	224
稲毛区	小仲台4丁目	871	73	588	210
稲毛区	小仲台5丁目	1,603	376	1,183	44
稲毛区	小仲台6丁目	1,937	185	1,503	249
稲毛区	小仲台7丁目	3,402	517	2,461	424
稲毛区	小仲台8丁目	3,844	433	2,752	659
稲毛区	小仲台9丁目	1,857	208	1,177	472
稲毛区	小深町	3,310	420	2,372	518
稲毛区	作草部町	3,815	506	2,769	540
稲毛区	山王町	8,049	1,222	5,695	1,132
稲毛区	作草部1丁目	1,583	125	1,067	391
稲毛区	作草部2丁目	427	43	271	113
稲毛区	園生町	19,373	2,906	13,661	2,806
稲毛区	千草台1丁目	1,448	144	961	343
稲毛区	千草台2丁目	2,629	242	1,682	705
稲毛区	天台町	67	6	42	19
稲毛区	天台1丁目	1,464	237	1,015	212
稲毛区	天台2丁目	1,331	136	926	269
稲毛区	天台3丁目	1,178	116	818	244
稲毛区	天台4丁目	1,122	126	766	230
稲毛区	天台5丁目	1,038	130	696	212
稲毛区	天台6丁目	513	44	391	78
稲毛区	轟町1丁目	1,510	158	960	392
稲毛区	轟町2丁目	1,668	345	1,082	241
稲毛区	轟町3丁目	1,572	379	1,144	49
稲毛区	轟町4丁目	747	90	542	115

町丁名		年齢			
		計	0～14歳	15～64歳	65歳以上
稲毛区	轟町5丁目	1,611	231	1,171	209
稲毛区	長沼町	9,043	1,227	6,247	1,569
稲毛区	長沼原町	5,062	577	3,673	812
稲毛区	萩台町	1,565	140	958	467
稲毛区	緑町1丁目	1,486	169	1,089	228
稲毛区	緑町2丁目	609	65	410	134
稲毛区	宮野木町	9,365	1,098	6,295	1,972
稲毛区	弥生町	651	98	482	71
稲毛区	六方町	1,501	171	1,049	281
若葉区	総数	149,433	19,878	100,367	29,188
若葉区	愛生町	1,874	239	1,309	326
若葉区	五十土町	39	0	26	13
若葉区	和泉町	297	10	205	82
若葉区	大井戸町	161	12	103	46
若葉区	大草町	693	64	473	156
若葉区	太田町	103	13	59	31
若葉区	大広町	150	13	56	81
若葉区	大宮町	4,120	375	2,638	1,107
若葉区	大宮台1丁目	511	50	262	199
若葉区	大宮台2丁目	740	71	334	335
若葉区	大宮台3丁目	733	61	392	280
若葉区	大宮台4丁目	934	91	476	367
若葉区	大宮台5丁目	782	77	375	330
若葉区	大宮台6丁目	677	77	345	255
若葉区	大宮台7丁目	602	66	366	170
若葉区	小倉町	4,085	580	2,882	623
若葉区	小倉台1丁目	669	84	419	166
若葉区	小倉台2丁目	424	40	263	121
若葉区	小倉台3丁目	1,195	124	622	449
若葉区	小倉台4丁目	1,547	262	869	416
若葉区	小倉台5丁目	726	103	415	208
若葉区	小倉台6丁目	1,106	109	657	340
若葉区	小倉台7丁目	954	58	513	383
若葉区	小間子町	420	25	256	139
若葉区	御成台1丁目	417	51	320	46
若葉区	御成台2丁目	931	180	647	104
若葉区	御成台3丁目	1,126	114	903	109
若葉区	貝塚町	7,249	947	5,073	1,229
若葉区	加曾利町	6,495	778	4,298	1,419
若葉区	金親町	611	46	443	122
若葉区	上泉町	306	24	208	74
若葉区	川井町	359	37	220	102
若葉区	北大宮台	1,565	138	1,029	398
若葉区	北谷津町	141	5	99	37
若葉区	古泉町	203	21	130	52
若葉区	御殿町	284	32	188	64
若葉区	坂月町	460	38	326	96
若葉区	桜木町	9,156	1,317	6,475	1,364
若葉区	更科町	412	35	230	147
若葉区	佐和町	177	18	99	60
若葉区	桜木1丁目	936	110	544	282
若葉区	桜木2丁目	1,948	369	1,297	282
若葉区	桜木3丁目	2,333	385	1,645	303

町丁名		年齢			
		計	0～14歳	15～64歳	65歳以上
若葉区	桜木4丁目	1,190	209	812	169
若葉区	桜木5丁目	1,475	265	1,085	125
若葉区	下泉町	292	29	177	86
若葉区	下田町	403	52	272	79
若葉区	高根町	1,563	149	1,034	380
若葉区	多部田町	1,828	146	1,173	509
若葉区	旦谷町	86	13	57	16
若葉区	高品町	4,150	585	3,067	498
若葉区	千城台北1丁目	1,361	161	845	355
若葉区	千城台北2丁目	1,451	237	881	333
若葉区	千城台北3丁目	698	70	411	217
若葉区	千城台北4丁目	247	28	173	46
若葉区	千城台西1丁目	1,811	161	1,036	614
若葉区	千城台西2丁目	1,203	126	813	264
若葉区	千城台西3丁目	1,111	218	673	220
若葉区	千城台東1丁目	1,449	177	944	328
若葉区	千城台東2丁目	2,547	381	1,608	558
若葉区	千城台東3丁目	1,956	245	1,293	418
若葉区	千城台東4丁目	2,443	413	1,578	452
若葉区	千城台南1丁目	524	47	295	182
若葉区	千城台南2丁目	1,136	121	737	278
若葉区	千城台南3丁目	464	48	284	132
若葉区	千城台南4丁目	967	138	566	263
若葉区	都賀1丁目	821	134	542	145
若葉区	都賀2丁目	1,530	199	1,039	292
若葉区	都賀3丁目	1,344	178	1,063	103
若葉区	都賀4丁目	808	108	581	119
若葉区	都賀の台1丁目	1,222	86	758	378
若葉区	都賀の台2丁目	744	40	494	210
若葉区	都賀の台3丁目	590	47	380	163
若葉区	都賀の台4丁目	1,064	95	637	332
若葉区	殿台町	768	112	568	88
若葉区	富田町	391	33	245	113
若葉区	中田町	2,216	215	1,484	517
若葉区	中野町	1,255	101	776	378
若葉区	西都賀1丁目	1,442	242	1,064	136
若葉区	西都賀2丁目	1,510	235	1,118	157
若葉区	西都賀3丁目	1,172	100	888	184
若葉区	西都賀4丁目	1,007	111	711	185
若葉区	西都賀5丁目	1,356	138	872	346
若葉区	野呂町	1,904	148	1,163	593
若葉区	原町	2,167	506	1,501	160
若葉区	東寺山町	4,568	1,049	3,134	385
若葉区	みつわ台1丁目	1,490	349	995	146
若葉区	みつわ台2丁目	3,136	509	2,199	428
若葉区	みつわ台3丁目	4,050	494	2,903	653
若葉区	みつわ台4丁目	1,758	215	1,260	283
若葉区	みつわ台5丁目	4,223	491	3,072	660
若葉区	源町	1,651	341	1,117	193
若葉区	谷当町	174	18	102	54
若葉区	若松町	12,739	2,059	8,960	1,720
若葉区	若松台1丁目	362	36	255	71
若葉区	若松台2丁目	926	65	676	185

町丁名		年齢			
		計	0～14歳	15～64歳	65歳以上
若葉区	若松台3丁目	2,039	156	1,507	376
緑区	総数	113,639	20,169	78,342	15,128
緑区	あすみが丘1丁目	1,379	235	936	208
緑区	あすみが丘2丁目	1,935	327	1,384	224
緑区	あすみが丘3丁目	2,194	391	1,427	376
緑区	あすみが丘4丁目	4,208	923	2,988	297
緑区	あすみが丘5丁目	2,380	296	1,809	275
緑区	あすみが丘6丁目	2,162	396	1,579	187
緑区	あすみが丘7丁目	2,402	371	1,771	260
緑区	あすみが丘8丁目	2,454	571	1,677	206
緑区	あすみが丘9丁目	2,707	771	1,770	166
緑区	板倉町	204	21	121	62
緑区	大金沢町	152	11	95	46
緑区	大木戸町	1,978	147	1,352	479
緑区	大椎町	2,619	196	1,839	584
緑区	大高町	548	63	352	133
緑区	落井町	196	17	132	47
緑区	越智町	4,146	327	2,970	849
緑区	小山町	35	1	20	14
緑区	おゆみ野1丁目	3,434	885	2,288	261
緑区	おゆみ野2丁目	2,960	642	2,166	152
緑区	おゆみ野3丁目	3,194	822	2,246	126
緑区	おゆみ野4丁目	1,791	344	1,310	137
緑区	おゆみ野5丁目	2,281	419	1,645	217
緑区	おゆみ野6丁目	1,917	445	1,321	151
緑区	おゆみ野有吉	1,219	312	820	87
緑区	おゆみ野中央1丁	2,442	603	1,674	165
緑区	おゆみ野中央2丁	330	89	233	8
緑区	おゆみ野中央3丁	2,048	445	1,466	137
緑区	おゆみ野中央4丁	1,349	146	1,059	144
緑区	おゆみ野中央5丁	1,227	249	870	108
緑区	おゆみ野中央6丁	2,228	411	1,674	143
緑区	おゆみ野中央7丁	1,408	344	974	90
緑区	おゆみ野中央8丁	1,524	387	1,036	101
緑区	おゆみ野中央9丁	678	174	473	31
緑区	おゆみ野南1丁目	1,384	366	936	82
緑区	おゆみ野南2丁目	1,918	545	1,279	94
緑区	おゆみ野南3丁目	1,166	325	775	66
緑区	おゆみ野南4丁目	1,076	330	698	48
緑区	おゆみ野南5丁目	2,450	641	1,680	129
緑区	おゆみ野南6丁目	2,019	686	1,236	97
緑区	刈田子町	318	37	197	84
緑区	鎌取町	2,162	275	1,445	442
緑区	上大和田町	197	22	141	34
緑区	小金沢町	29	3	14	12
緑区	椎名崎町	677	102	463	112
緑区	下大和田町	552	34	371	147
緑区	大膳野町	1,290	174	825	291
緑区	高田町	2,669	230	1,661	778
緑区	高津戸町	3,062	329	2,125	608
緑区	土気町	7,728	1,134	5,237	1,357
緑区	富岡町	115	15	71	29
緑区	中西町	169	11	94	64

町丁名		年齢			
		計	0～14歳	15～64歳	65歳以上
緑区	東山科町	205	28	127	50
緑区	平川町	1,009	117	647	245
緑区	平山町	1,815	157	1,213	445
緑区	古市場町	2,357	399	1,626	332
緑区	辺田町	1,164	114	793	257
緑区	誉田町1丁目	5,516	855	3,780	881
緑区	誉田町2丁目	8,628	1,159	5,924	1,545
緑区	誉田町3丁目	1,567	212	1,077	278
緑区	茂呂町	333	41	215	77
緑区	小食土町	335	47	215	73
美浜区	総数	147,146	21,996	105,791	19,359
美浜区	磯辺1丁目	2,144	247	1,388	509
美浜区	磯辺2丁目	764	163	473	128
美浜区	磯辺3丁目	1,911	143	1,342	426
美浜区	磯辺4丁目	2,083	289	1,446	348
美浜区	磯辺5丁目	6,898	917	5,168	813
美浜区	磯辺6丁目	3,116	321	2,323	472
美浜区	磯辺7丁目	1,509	99	1,073	337
美浜区	磯辺8丁目	753	43	577	133
美浜区	稲毛海岸1丁目	1,113	154	718	241
美浜区	稲毛海岸2丁目	738	125	526	87
美浜区	稲毛海岸3丁目	1,799	237	1,178	384
美浜区	稲毛海岸4丁目	1,251	158	888	205
美浜区	稲毛海岸5丁目	684	139	502	43
美浜区	打瀬1丁目	8,762	2,508	6,004	250
美浜区	打瀬2丁目	8,548	2,069	6,145	334
美浜区	打瀬3丁目	3,176	895	2,156	125
美浜区	幸町1丁目	8,477	1,258	6,051	1,168
美浜区	幸町2丁目	14,456	1,867	10,162	2,427
美浜区	新港	1,098	201	861	36
美浜区	高洲1丁目	4,202	563	2,963	676
美浜区	高洲2丁目	9,905	1,156	7,352	1,397
美浜区	高洲3丁目	10,583	1,640	7,789	1,154
美浜区	高洲4丁目	3,900	618	2,879	403
美浜区	高浜1丁目	6,382	1,168	4,548	666
美浜区	高浜2丁目	43	13	28	2
美浜区	高浜3丁目	2,434	245	1,976	213
美浜区	高浜4丁目	4,614	510	3,508	596
美浜区	高浜5丁目	1,133	75	823	235
美浜区	高浜6丁目	961	52	717	192
美浜区	豊砂	100			
美浜区	浜田1丁目	709	188	491	30
美浜区	浜田2丁目	248	53	190	5
美浜区	ひび野1丁目	20	0	20	0
美浜区	ひび野2丁目	6	0	6	0
美浜区	幕張西1丁目	1,734	222	1,185	327
美浜区	幕張西2丁目	1,549	221	1,019	309
美浜区	幕張西3丁目	1,903	172	1,326	405
美浜区	幕張西5丁目	660	97	497	66
美浜区	幕張西6丁目	1,038	125	766	147
美浜区	真砂1丁目	2,754	321	2,011	422
美浜区	真砂2丁目	7,165	964	5,023	1,178
美浜区	真砂3丁目	5,267	524	3,818	925

町丁名		年齢			
		計	0～14歳	15～64歳	65歳以上
美浜区	真砂4丁目	4,157	405	3,214	538
美浜区	真砂5丁目	6,388	831	4,552	1,005
美浜区	若葉1丁目	5			
美浜区	若葉2丁目	6			

個人情報保護のため、特定の年齢における男性又は女性が3人以下の町丁については、年齢別人口を公表していない。また、4人以上の町丁でも3人以下の町丁との関連で公表していないものがある。

2) 平均気温、降雨量等

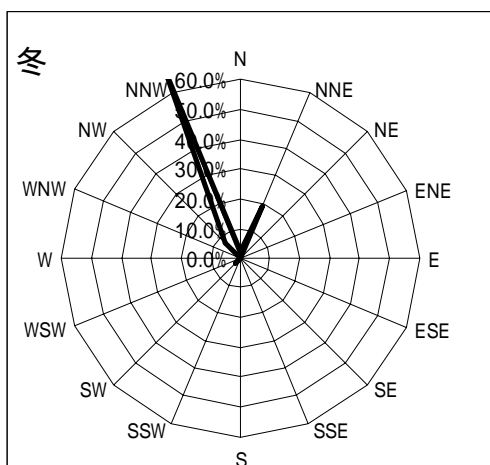
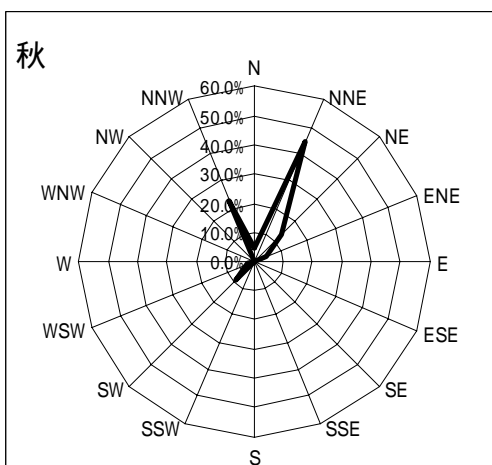
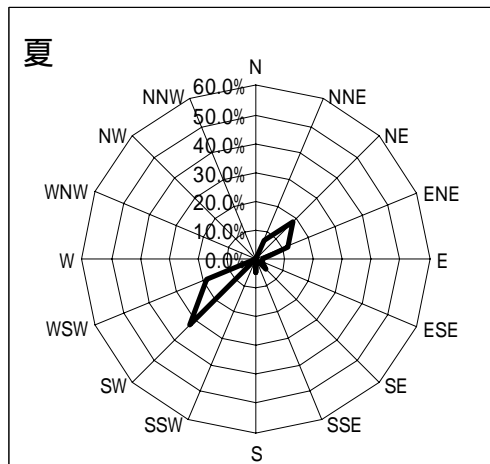
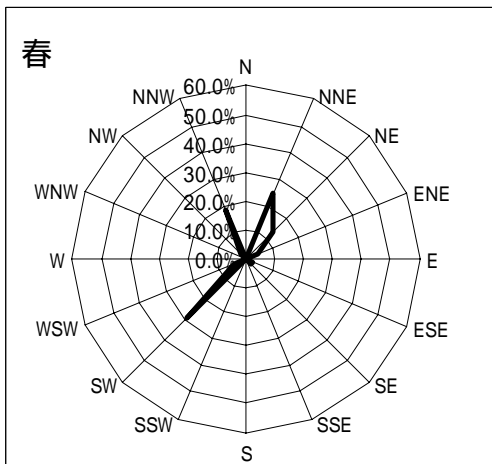
千葉市の気候

年月	気 温 ()				降水量 (mm)		風 向 平均風速 m/sec
	平年	平均	最高	最低	総量	最大日量	
H.1	15.0	15.9	33.9	0.0	1,658.0	137.0	4.5
H.2	15.0	16.6	35.5	-2.6	1,266.5	90.0	4.4
H.3	15.0	15.9	35.3	-1.4	1,910.5	181.5	4.0
H.4	15.0	15.6	35.6	-1.2	1,403.0	68.0	4.0
H.5	15.0	15.1	33.3	-0.3	1,596.5	179.5	4.0
H.6	15.0	16.4	37.6	-2.2	1,164.0	123.0	3.9
H.7	15.0	15.9	37.1	-1.3	1,094.5	91.0	4.2
H.8	15.0	15.3	35.7	-2.1	1,346.0	259.5	4.0
H.9	15.0	16.3	33.7	-2.4	* 911.5	53.5	4.4
H.10	15.0	16.3	36.0	-1.6	* 1,345.5	58.5	* 4.1
H.11	15.0	16.6	33.8	-1.7	1,330.5	173.0	4.4
H.12	15.0	16.2	34.1	-1.5	1,329.0	99.5	4.3
H.13	15.4	15.8	37.8	-2.8	1,482.0	185.0	4.0
H.14	15.4	16.1	35.6	-1.2	1,370.0	81.0	4.2
H.15	15.4	15.5	34.8	-1.7	1,594.5	162.0	4.0
H.16	15.4	16.8	37.8	-0.8	1,670.5	135.5	4.4
H.17	15.4	15.8	36.3	-0.6	1,314.5	96.0	3.9
1月	-	6.3	17.2	-0.5	103.5	66.5	4.6
2月	-	6.0	15.4	-0.4	53.5	11.5	4.1
3月	-	8.8	18.4	0.2	81.0	22.5	4.0
4月	-	14.4	27.6	4.0	95.0	35.5	4.5
5月	-	16.9	26.7	8.8	97.0	34.5	4.2
6月	-	22.2	34.1	15.2	168.5	47.5	3.6
7月	-	24.9	36.3	17.6	180.0	56.0	3.6
8月	-	27.4	35.3	22.1	253.0	96.0	4.2
9月	-	24.3	31.8	15.7	56.0	20.0	3.9
10月	-	18.8	29.0	11.5	183.5	27.5	3.3
11月	-	12.9	24.4	4.6	40.0	22.5	3.0
12月	-	6.2	15.2	-0.6	3.5	3.5	4.0

(注)「*」は観測値が推定されたもの又は統計値を求める場合に欠測の日、半旬、旬、月又は年が含まれていることを示す。

資 料 気象庁千葉測候所

千葉地方気象台の風向出現率



データは気象庁アメダスによる平成 13 年 2 月～平成 18 年 1 月の 5 か年の月別旬別最多風向による。

3) 主要道路



道路の位置

千葉県緊急輸送道路1次路線(千葉市域)

路線名	起点	終点	距離 (km)	車線 数	管理者	備考
東関東自動車道 水戸線	市川市高谷	茨城県潮来町	12.2	4～6	道路公団	
東関東自動車道 館山線	千葉市中央区 浜野町	木更津市大久 保	0.5	6	道路公団	
京葉道路	市川市稲荷木	千葉市中央区 浜野町	20.5	4～6	道路公団	
千葉東金道路	千葉市中央区 星久喜町	東金市山田	13.5	4	道路公団	
一般国道14号	市川市市川	千葉市中央区 本町	10.9	2～4	国・県・ 千葉市	
一般国道16号	野田市東金野 井	富津市富津	21.8	4	国	
千葉市道中央港 黒砂台線	千葉市中央区 中央港	千葉市中央区 千葉港	0.4	2	千葉市	千葉港(千葉中央地区)㍻㍻
臨海道路中央1 号	千葉市中央区 中央港	千葉市中央区 中央港	0.6	4	県	
千葉市道問屋町 2号線	千葉市中央区 問屋町	千葉市中央区 中央港	0.4	4	千葉市	千葉港(千葉出洲地区)㍻㍻
一般国道51号	千葉市若葉区 貝塚町	佐原市佐原口	9.2	2～4	国	
一般国道126 号	銚子市三軒町	千葉市稲毛区 園生町	21.7	2～4	国・県・ 千葉市	
一般国道357 号	千葉市中央区 村田町	浦安市舞浜	11.2	4	国	
千葉臼井印西線	千葉市若葉区 高品町	四街道市栗山	5.2	2	県・千葉 市	陸上自衛隊下志津駐屯地㍻ ㍻
生実本納線	千葉市緑区平 山町	茂原市大沢	12.9	2	千葉市・ 道路公社	千葉外房道路を含む
千葉市道磯辺茂 呂町線	千葉市若葉区 大宮町	千葉市緑区平 山町	0.8	2	千葉市	
本千葉停車場線	千葉市中央区 本千葉町	千葉市中央区 新宿	0.6	2	千葉市	
千葉市道本千葉 町6号線	千葉市中央区 本千葉町	千葉市中央区 中央	0.3	2	千葉市	
千葉市道中央赤 井町線	千葉市中央区 中央	千葉市中央区 長洲	0.3	2	千葉市	
千葉市道本町2 2号線	千葉市中央区 本町	千葉市中央区 市場町	0.3	2	千葉市	
千葉市道市場町 4号線	千葉市中央区 市場町	千葉市中央区 市場町	0.4	2	千葉市	
合計			143.7			

千葉県緊急輸送道路 2 次路線（千葉市域）

路線名	起点	終点	距離 (km)	車線 数	管理者	備考
千葉茂原線	千葉市中央区 浜野町	茂原市高師	3.7	2	県・千葉市	
千葉船橋海浜線	千葉市美浜区 豊砂	船橋市若松	2.9	4	県・千葉市	
千葉市道千葉臨 海線	千葉市美浜区 豊砂	千葉市美浜区 磯辺	2.7	2	千葉市	
千葉市道新港横 戸線	千葉市美浜区 高浜	千葉市美浜区 幸町	2.5	2	千葉市	
千葉大網線	千葉市緑区鎌 取町	千葉市中央区 長洲	7.0	2	千葉市	
千葉鎌ヶ谷松戸 線	千葉市花見川 区武石	松戸市栗ヶ作	3.3	2	県・千葉市	
浜野四街道長沼 線	千葉市稲毛区 長沼	千葉市中央区 浜野町	20.9	2	県・千葉市	
長沼船橋線	船橋市前原西 1 丁目	千葉市稲毛区 長沼	4.6	2	県・千葉市	
稲毛停車場穴川 線	千葉市稲毛区 稲毛停車場	千葉市中央区 中央港	1.7	2	千葉市	
稲毛停車場稲毛 海岸線	千葉市稲毛区 稲毛停車場	千葉市稲毛区 稲毛	0.9	2	千葉市	
千葉市道新町若 松町線	千葉市中央区 要町	千葉市若葉区 高品町	2.0	2	千葉市	
千葉市道高洲問 屋町線	千葉市美浜区 幸町	千葉市中央区 千葉港	2.4	2	千葉市	
千葉市道磯辺茂 呂町線	千葉市若葉区 大宮町	千葉市稲毛区 若松町	6.1	2	千葉市	
合計			60.7			

4) 港湾

千葉港の概要

公共主要施設	対象船舶	港格	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共けい船岸壁 水深4.5m～12m 総延長11,080m（91バース） ・ 物揚場等 総延長6,512m ・ ガントリークレーン2基 	300～30,000 重量トン	特定重要港湾	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重化学工業及びエネルギー基地等、産業機能集積港湾 ・ 貨物取扱量全国第2位の国際貿易港

重量トン : ほぼ船舶が積載出来る貨物の量を示す。

特定重要港湾 : 重要港湾（国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する政令で定められた港湾）のうち、国際海上輸送網の拠点として特に重要な政令で定められた港湾。

5) 石油コンビナート等特別防災区域

千葉県石油コンビナート等特別防災区域概況表（平成 18 年 5 月現在）

区 分		区域面積 k m ²	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所			その他事業所 (うち石油を取り扱う事業所)
			石油 千kℓ	高圧ガス 百万Nm ³	総数	第一種事業所 (うちレイアウト事業所)	第二種事業所	
京葉臨海北部地区	市川市	2.9	275 1.3%	6 0.3%	6	5	1	80 (31)
	船橋市		25 0%		2	1	1	14 (14)
	小 計		300 1.4%	6 0.3%	8	6	2	94 (45)
京葉臨海中部地区	千葉市	45.2	336 1.6%	21 0.9%	8	5 (3)	3	21 (20)
	市原市		15,450 73.8%	2,084 87.9%	38	19 (16)	19	70 (41)
	袖ヶ浦市		4,757 22.7%	250 10.5%	16	8 (4)	8	21 (21)
	小 計		20,543 98.1%	2,355 99.3%	62	32 (23)	30	112 (82)
京葉臨海南部地区	木更津市	12.5	105	10	4	3	1	61
	君津市		0.5%	0.4%		(2)		(29)
	小 計		105 0.5%	10 0.4%	4	3 (2)	1	61 (29)
合 計		60.6	20,948 100%	2,371 100%	74	41 (25)	33	267 (156)

資料：平成 18 年度石油コンビナート等実態調査（千葉県）

石油や高圧ガスを大量に取り扱う地域は、石油コンビナート等災害防止法により石油コンビナート等特別防災区域として指定され、現在 33 道府県の 86 地域（平成 18 年 4 月現在）が指定されている。

- ・「石油」とは、消防法別表の第一～第四石油類
- ・「高圧ガス」とは、高圧ガス保安法第 2 条で規定される高圧ガスのうち、政令で定める不活性ガス除いたもの
- ・「第 1 種事業所」とは、石油コンビナート等災害防止法で規定されている地域内に所在し、石油又は高圧ガスを一定量以上取扱う事業所
- ・「第 2 種事業所」とは、石油コンビナート等災害防止法で規定されている地域内に所在し、石油等を相当量取扱い災害時の影響を考慮し県知事が指定した事業所
- ・「レイアウト事業所」とは、第 1 種事業所のうち、石油と高圧ガスを共に扱う事業所をいい、それらを製造する施設、貯蔵する施設など各種施設地区の配置や面積(レイアウト)の規制を受ける事業所
- ・「Nm³」とは、零 1 気圧における気体の体積を表す単位

2. 関連機関の業務の大綱

1) 指定地方行政機関

(千葉県と関わりのある機関のみ掲載)

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
東京防衛施設局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局 千葉財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定立会
横浜税関	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続き
関東信越厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
千葉労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局 利根川上流河川事務所 利根川下流河川事務所 江戸川河川事務所 首都国道事務所 千葉国道事務所 千葉港湾事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局 成田空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
航空交通管制部	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

2) 千葉県

1	国民保護計画の作成
2	国民保護協議会の設置、運営
3	国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4	組織の整備、訓練
5	警報の通知
6	住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
7	救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
8	武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施
9	国民生活の安定に関する措置の実施
10	交通規制の実施
11	武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

出典：千葉県国民保護計画

3) 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の種類	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等に関すること。
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送に関すること。
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送に関すること。 2 旅客及び貨物の運送の確保に関すること。
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力に関すること。 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱いに関すること。
電気事業者	1 電気の安定的な供給に関すること。
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給に関すること。
日本郵政公社	1 郵便の確保に関すること。
一般信書便事業者	1 信書便の確保に関すること。
病院その他の医療機関	1 医療の確保に関すること。
河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理者	1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理に関すること。
日本赤十字社	1 救援への協力に関すること。 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答に関すること。
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること。 2 資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持に関すること。

出典：「指定公共機関の指定及び指定地方公共機関の指定について（通知）」（平成 16 年 9 月 17 日閣副安危第 486 号内閣官房内閣審議官通知）

3. 関連機関一覧

1) 指定行政機関

名称	国民保護担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
内閣府	大臣官房企画調整課	100-8914	東京都千代田区永田町 1-6-1	TEL:03-3581-3513 FAX:03-3581-4839
国家公安委員会	連絡先は警察庁警備局警備企画課と同様	100-8974	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	TEL:03-3581-0141 FAX:03-3581-0744
警察庁	警備局警備企画課	100-8974	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	TEL:03-3581-0141 FAX:03-3581-0744
防衛庁	運用局運用課	162-8801	東京都新宿区市谷本村町 5-1	TEL:03-3268-3111 FAX:03-5225-3022
防衛施設庁	総務部総務課企画室	162-8801	東京都新宿区市谷本村町 5-1	TEL:03-3268-3111 FAX:03-5227-2224
金融庁	総務企画局総務課	100-8967	東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1	TEL:03-3506-6433 FAX:03-3506-6011
総務省	大臣官房総務課	100-8926	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	TEL:03-5253-5089 FAX:03-5253-5093
消防庁	国民保護・防災部 防災課国民保護室	100-8974	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	TEL:03-5253-7550 FAX:03-5253-7543
法務省	大臣官房秘書課政策評価 企画室	100-8977	東京都千代田区霞ヶ関 1-1-1	TEL:03-3580-4160 FAX:03-3592-7009
公安調査庁	総務部総務課	100-8977	東京都千代田区霞ヶ関 1-1-1	TEL:03-3592-2638 FAX:03-3592-6605
外務省	大臣官房総務課 危機管理調整室	100-8919	東京都千代田区霞ヶ関 2-2-1	TEL:03-5501-8059 FAX:03-5501-8057
財務省	大臣官房総合政策課 企画官室	100-8940	東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1	TEL:03-3581-7934 FAX:03-5251-2163
国税庁	長官官房総務課	100-8940	東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1	TEL:03-3581-4161 FAX:03-3593-0401
文部科学省	大臣官房文教施設企画部 施設企画課防災推進室	100-8959	東京都千代田区丸の内 2-5-1	TEL:03-6734-2290 FAX:03-6734-3690
文化庁	連絡先は文部科学省大臣 官房文教施設企画部施設 企画課防災推進室と同様	100-8959	東京都千代田区丸の内 2-5-1	TEL:03-6734-2290 FAX:03-6734-3690
厚生労働省	社会・援護局総務課	100-8916	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2	TEL:03-3595-2612 FAX:03-3503-3099
農林水産省	総合食料局食料企画課	100-8950	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1	TEL:03-3502-7942 FAX:03-3591-1648
林野庁	連絡先は農林水産省総合 食料局食料企画課と同様	100-8950	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1	TEL:03-3501-3884 FAX:03-3591-1648
水産庁	連絡先は農林水産省総合 食料局食料企画課と同様	100-8950	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1	TEL:03-3501-3884 FAX:03-3591-1648
経済産業省	連絡先は原子力安全・保 安院企画調整課と同様	100-8901	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1	TEL:03-3501-1637 FAX:03-3501-1167
資源エネルギー庁	総合政策課	100-8931	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1	TEL:03-3501-1511
中小企業庁	長官官房官房参事官室	100-8912	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1	TEL:03-3501-1511
原子力安全・保安院	企画調整課	100-8931	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1	TEL:03-3501-1637 FAX:03-3501-1167
国土交通省	危機管理室	100-8918	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	TEL:03-5253-8888 FAX:03-5253-8891
国土地理院	総務部総務課	305-0811	茨城県つくば市北郷 1	TEL:029-864-4148 FAX:028-864-1807
気象庁	総務部総務課	100-8122	東京都千代田区大手町 1-3-4	TEL:03-3211-3014 FAX:03-3201-0682
海上保安庁	総務部国際・危機管理官	100-8989	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	TEL:03-3591-9822 FAX:03-3580-8778
環境省	大臣官房総務課	100-8975	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2	TEL:03-3580-1374 FAX:03-3580-2517

出典：千葉県国民保護計画資料編

2) 指定地方行政機関

名称	国民保護 担当部署	郵便番号	所在地	電話番号
関東管区警察局	広域調整第二課	300-9726	さいたま市中央区新都心 1-2	TEL:048-600-6000(内 5515) FAX:048-600-6000(内 5519)
千葉県情報通信部	機動通信課	260-8668	千葉市中央区市場町 1-2	TEL:043-227-9131(内 6077)
東京防衛施設局	総務課	330-9721	さいたま市中央区新都心 2-1	TEL:048-600-1800 FAX:048-601-2118
関東総合通信局	総務課	100-8795	東京都千代田区丸の内 1-6-1	TEL:03-5220-3708 FAX:03-5220-5798
関東財務局	総務課	330-9716	さいたま市中央区新都心 1-1	TEL:048-600-1279 FAX:048-600-1247
千葉財務事務所	総務課	260-8607	千葉市中央区椿森 5-6-1	TEL:043-251-7211
横浜税関	総務課	231-8401	横浜市中区海岸通 1-1	TEL:045-212-6010 FAX:045-201-4313
千葉税関支署	総務課	260-0024	千葉市中央区中央港 1-12-2	Tel:043-241-6452
千葉労働局	安全衛生課	260-8612	千葉市中央区中央 4-11-1	TEL:043-221-4311 FAX:043-221-2305
関東農政局	企画調整室	330-0835	さいたま市中央区新都心 2-1	TEL:048-600-0600 FAX:048-600-0602
千葉農政事務所	総務課	260-0014	千葉市中央区本千葉 10-18	TEL:043-224-5611
関東森林管理局	企画調整室	371-8508	群馬県前橋市岩神町 4-16-25	TEL:027-210-1150 FAX:027-210-1154
千葉森林管理事務所	総務調整官	263-0034	千葉市稲毛区稲毛 1-7-20	TEL:043-242-4656
関東経済産業局	総務課	330-9715	さいたま市中央区新都心 1-1	TEL:048-600-0213 FAX:048-601-1310
関東東北産業保安 監督部	管理課	330-9715	さいたま市中央区新都心 1-1	TEL:048-600-0433 FAX:048-601-1279
関東地方整備局	防災調整第一係	330-9724	さいたま市中央区新都心 2-1	TEL:048-600-1333 FAX:048-600-1376
千葉国道事務所	管理第二課	263-0016	千葉市稲毛区天台 5-27-1	TEL:043-287-0315
千葉港湾事務所	総務課	260-0024	千葉市中央区中央港 1-11-2	TEL:043-243-9172
関東運輸局	情報・防災課	231-8433	横浜市中区北仲通 5-57	TEL:045-211-7269 FAX:045-211-7270
千葉運輸支局(本庁舎)	総務企画課	261-0002	千葉市美浜区新港 198	TEL:043-242-7336
東京航空局	航空保安対策課	102-0074	東京都千代田区九段南 1-1-15	TEL:03-5275-9316 FAX:03-3288-8915
成田空港事務所	地域調整課	282-8602	成田市古込字込前 133	TEL:0476-32-0983
東京航空交通管制部	総務課	359-0042	埼玉県所沢市並木 1-12	TEL:04-2992-1181 FAX:04-2992-1925
東京管区气象台	総務課	100-0004	東京都千代田区大手町 1-3-4	TEL:03-3212-3848 FAX:03-3212-3390
銚子地方气象台	総務課	288-0001	銚子市川口町 2-6431	TEL:0479-22-0374
第三管区海上保安部	総務課	231-8818	横浜市中区北仲通 5-57	TEL:045-211-0776 FAX:045-201-7045
千葉海上保安部	警備救難課	260-0024	千葉市中央区中央港 1-12-2	TEL:043-242-7238
銚子海上保安部	警備救難課	288-0001	銚子市川口町 2-6431	TEL:0479-22-1359
勝浦海上保安署		299-5233	勝浦市浜勝浦 499	TEL:0470-73-4999
木更津海上保安署		292-0836	木更津市新港 8-2	TEL:0438-30-0118

出典：千葉県国民保護計画資料編

3) 自衛隊

区分	駐とん地 (基地) 等名	所在地	郵便番号	電話番号	内線 番号	当直 内線 番号	部隊名
陸上自衛隊	習志野	船橋市薬円台 3-20-1	274-8577	047(466)2141	231	302	第一空挺団 習志野演習場 習志野駐屯地業務隊
	下志津	千葉市若葉区若松町 902	264-8501	043(422)0221	286 287	302	高射学校 高射教導隊
	木更津	木更津市吾妻地先	292-8510	0438(23)3411	215	301	第1ヘリコプター団 第4戦車ヘリコプター隊
	松戸	松戸市五香六実 17	270-2288	047(387)2171	232	302	関東補給所松戸支所 第2高射 特科群 需品学校 需品教導隊
	柏	柏市大室 1739	277-813	04(7181)3939			柏高射教育訓練場 第2高射特科隊
海上自衛隊	下総	柏市藤ヶ谷 1614-1	277-8661	0471(91)2321	2420	2424	教育航空集団司令部 下総教育 航空群 移動通信隊 第3術科 学校 航空補給処下総支処 下 総航空基地隊
	館山	館山市宮城無番地	294-8501	0470(22)3191	213	222	第21航空群 館山航空基地隊
	木更津	木更津市江川無番地	292-0063	0438(23)2361	446	430	航空補給処
航空自衛隊	木更津	木更津市岩根 1-4-1	292-8633	0438(41)1111	303	225	第1補給処
	峯岡山	安房郡丸山町大字平塚 字嶺岡西牧乙 2-564	299-2508	0470(46)3001	202	298	第44警戒隊
	習志野	船橋市薬円台 3-20-1	274-0077	047(466)2141	405	407	第1高射群第1高射隊
	柏	柏市十余二 175-4	277-0872	0471(31)2896			柏送信所
	千葉	千葉市稲毛区轟町 1-1-17	263-0021	043(251)7151			千葉地方協力本部

出典：千葉県国民保護計画資料編

4) 千葉県

機関	担当課名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
千葉県庁(代表)		260-8667	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2110	
消防地震防災課	国民保護 計画室	"	"	043-223-2163	043-222-5208
総合企画部	企画調整課	"	"	043-223-2426	043-225-4467
総務部	総務課	"	"	043-223-2026	043-225-1904
健康福祉部	健康福祉 政策課	"	"	043-223-2616	043-222-9023
環境生活部	環境政策課	"	"	043-223-4646	043-222-8044
商工労働部	経済政策課	"	"	043-223-2706	043-222-0447
農林水産部	農林水産 政策課	"	"	043-223-2825	043-222-3960
県土整備部	県土整備 政策課	"	"	043-223-3103	043-227-0139
教育庁企画管理部	教育総務課	"	"	043-223-4015	043-222-3469
千葉地域整備センター	総務課	260-0023	千葉市中央区出洲港 11-1	043-242-6107	043-248-9763
水道局総務	企画課	260-8650	千葉市中央区長洲 1-9-1	043-223-4403	043-227-6158
千葉水道事務所	総務課	260-0842	千葉市中央区南町 1-4-7	043-264-1114	043-266-7439
船橋水道事務所	総務課	273-0014	船橋市高瀬町 62-12	047-433-2514	047-431-3602
市川水道事務所	総務課	272-0023	市川市南八幡 1-10-15	047-378-1517	047-379-7307
千葉工業用水道事務所	総務課	260-0843	千葉市中央区末広 3-4-16	043-264-7321	043-261-4349
病院局	経営管理課	260-8665	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-3963	043-225-9330
がんセンター	事務局	260-8717	千葉市中央区仁戸名町 666-2	043-264-5431	043-262-8680
救急医療センター	事務局	261-0012	千葉市美浜区磯辺 3-32-1	043-279-2211	043-279-0193
精神科医療センター	事務局	261-0024	千葉市美浜区豊砂 5	043-276-1361	043-276-1367
こども病院	事務局	266-0007	千葉市緑区辺田町 579-1	043-292-2111	043-292-3815
循環器病センター	事務局	290-0512	市原市鶴舞 575	0436-88-3311	0436-88-3032
東金病院	事務局	283-8588	東金市台方 1229	0475-54-1531	0475-54-1588
佐原病院	事務局	287-0003	香取市佐原イ 2285	0478-54-1231	0478-54-4497

5) 千葉県警察本部

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
警察本部警備課	260-8668	千葉市中央区市場町 1-2	043-227-9131
" 通信指令課	260-0024	千葉市中央区中央港 1-71-1	043-227-9131
" 総合当直	260-8668	千葉市中央区市場町 1-2	043-227-9131
千葉市警察部	260-0024	千葉市中央区中央港 1-71-1	043-245-4804
千葉中央警察署	260-8510	千葉市中央区中央港 1-13-1	043-244-0110
千葉東警察署	264-0007	千葉市若葉区小倉町 859-2	043-233-0110
千葉西警察署	261-0011	千葉市美浜区真砂 2-1-1	043-277-0110
千葉南警察署	266-0005	千葉市緑区おゆみ野中央 8-1-2	043-291-0110
千葉北警察署	263-0001	千葉市稲毛区長沼原町 199-1	043-286-0110
習志野警察署	275-0015	習志野市鷺沼台 2-4-1	047-474-0110
八千代警察署	276-0044	八千代市萱田町 681-39	047-486-0110
船橋警察署	273-0001	船橋市市場 4-18-1	047-435-0110
船橋東警察署	274-0063	船橋市習志野台 7-9-20	047-467-0110
佐倉警察署	285-0811	佐倉市表町 3-17-1	043-484-0110
四街道警察署	284-0044	四街道市和良比 635-5	043-432-0110
成田警察署	286-0036	成田市加良部 3-5	0476-27-0110
成田国際空港警察署	282-0004	成田市古込字込前 133	0476-32-0110
山武警察署	289-1321	山武市富田卜 1177-3	0475-82-0110
東金警察署	283-0061	東金市北之幸谷 10-12	0475-54-0110
茂原警察署	297-0031	茂原市早野新田 7	0475-22-0110
市原警察署	290-0067	市原市八幡海岸通 1965-17	0436-41-0110

6) 市町村

市町村名	担当課	郵便番号	住所	電話番号	FAX 番号
千葉市	総合防災課	260-8722	千葉市中央区千葉港 1-1	043-245-5150	043-245-5597
銚子市	総務課	288-8601	銚子市若宮町 1-1	0479-24-8181	0479-25-0277
市川市	災害対策課	272-8501	市川市八幡 1-1-1	047-334-1507	047-333-8080
船橋市	防災課	273-8501	船橋市湊町 2-10-25	047-436-2032	047-436-2034
館山市	社会安全課	294-8601	館山市北条 1145-1	0470-22-3442	0470-23-3115
木更津市	総務課	292-8501	木更津市潮見 1-1	0438-23-7111 (内 444)	0438-25-1351
松戸市	防災課	271-8588	松戸市根本 387-5	047-366-7309	047-368-0202
野田市	市民生活課	278-8550	野田市鶴奉 7-1	04-7125-1111	04-7123-1737
茂原市	総務課	297-8511	茂原市茂原道表 1	0475-20-1519	0475-20-1602
成田市	災害対策課	286-8585	成田市花崎町 760	0476-20-1523	0476-20-1687
佐倉市	交通防災課	285-8501	佐倉市海隣寺町 97	043-484-6236	043-486-2502
東金市	総務課	283-8511	東金市東岩崎 1-1	0475-50-1119	0475-50-1229
旭市	総務課	289-2595	旭市二 1920	0479-62-5311	0479-63-4946
習志野市	総務課	275-8601	習志野市鷲沼 1-1-1	047-453-9246	047-453-1547
柏市	防災安全課	277-8505	柏市柏 5-10-1	04-7167-1115	04-7163-2188
勝浦市	環境防災課	299-5292	勝浦市新官 1343-1	0470-73-1211	0470-73-8788
市原市	防災課	290-8501	市原市国分寺台中央 1-1-1	0436-23-9823	0436-23-9556
流山市	総務課	270-0192	流山市平和台 1-1-1	04-7150-6067	04-7158-4131
八千代市	災害対策室	276-8501	八千代市大和田新田 312-5	047-483-1151	047-484-8824
我孫子市	市民活動支援課	270-1192	我孫子市我孫子 1858	04-7185-1111(内 20-217)	04-7185-5777
鴨川市	消防防災課	296-8601	鴨川市横渚 1450	04 7093-7833	04-7093-7851
鎌ヶ谷市	総務課	273-0195	鎌ヶ谷市初富 928-744	047-445-1141 (内 331)	047-445-1400
君津市	総務課	299-1192	君津市久保 2-13-1	0439-56-1481	0439-56-1404
富津市	総務課	293-8506	富津市下飯野 2443	0439-80-1209	0439-80-1350
浦安市	防災課	279-8501	浦安市猫実 1-1-1	047-382-1111 (内 1721)	047-355-6239
四街道市	総務課	284-8555	四街道市鹿渡無番地	043-421-6102	043-424-8922
袖ヶ浦市	管財防災課	299-0292	袖ヶ浦市坂戸市場 1-1	0438-62-2111 (内 234)	0438-62-5916
八街市	防災課	289-1192	八街市八街ほ 35-29	043-443-1119	043-444-0815
印西市	総務課	270-1396	印西市大森 2364-2	0476-42-5111 (内 455)	0476-42-7242
白井市	交通防災課	270-1492	白井市復 1123	047-492-1111	047-491-3510
富里市	総務課	286-0292	富里市七栄 652-1	0476-93-1111	0476-93-9954
南房総市	総務課	299-2429	南房総市富浦町青木 28	0470-33-1052	0470-33-3451
匝瑳市	総務課	289-2198	匝瑳市八日市場八 793	0479-73-0084	0479-72-1114
香取市	総務課	287-8501	香取市佐原口 2127	0478-50-1200	0478-52-4566
山武市	総務課	289-1392	山武市殿台 296	0475-80-1114	0475-82-2107
いすみ市	総務課	298-8501	いすみ市大原 7400-1	0470-62-1111	0470-63-1252
-印旛郡-					
酒々井町	総務課	285-8510	酒々井町中央台 4-11	043-496-1171	043-496-4541
印旛村	総務課	270-1693	印旛村瀬戸 554-1	0476-98-1112	0476-98-2073
本埜村	総務課	270-2392	本埜村笠神 2587	0476-97-1111	0476-97-3205
栄町	消防本部	270-1546	栄町生板鍋子新田乙 20-71	0476-95-8983	0476-95-7630
-香取郡-					
神崎町	総務課	289-0292	神崎町神崎本宿 163	0478-72-2111	0478-72-2110
多古町	総務課	289-2292	多古町多古 584	0479-76-2611	0479-76-7144
東庄町	総務課	289-0692	東庄町笹川い 579-1	0478-86-6082	0478-86-4051
-山武郡-					
大網白里町	総務課	299-3292	大網白里町大網 115-2	0475-70-0303	0475-72-8454
九十九里町	総務課	283-0195	九十九里町片貝 4099	0475-70-3107	0475-70-3188
横芝光町	総務課	289-1793	横芝光町宮川 11902	0479-84-1216	0479-84-2713
芝山町	総務課	289-1692	芝山町小池 992	0479-77-3903	0479-77-0871
-長生郡-					
一宮町	総務課	299-4396	一宮町一宮 2457	0475-42-2111	0475-42-2465
睦沢町	総務課	299-4492	睦沢町下之郷 1650-1	0475-44-2500	0475-44-1729

市町村名	担当課	郵便番号	住所	電話番号	FAX 番号
長生村	総務課	299-4394	長生村本郷 1-77	0475-32-2111	0475-32-1194
白子町	総務課	299-4292	白子町関 5074-2	0475-33-2111	0475-33-4132
長柄町	総務課	297-0298	長柄町桜谷 712	0475-35-2111	0475-35-4732
長南町	総務課	297-0192	長南町長南 2110	0475-46-2111	0475-46-1214
-夷隅郡-					
大多喜町	総務課	298-0292	大多喜町大多喜 93	0470-82-2111	0470-82-4461
御宿町	総務課	299-5192	御宿町須賀 1522	0470-68-2511	0470-68-3293
-安房郡-					
鋸南町	総務課	299-2192	鋸南町下佐久間 3458	0470-55-4801	0470-55-1342

出典：千葉県国民保護計画資料編

7) 消防本部(局)、消防署

名 称	担当課名	郵便番号	所 在 地	電 話	FAX番号
千葉市消防局	総務課	260-0854	千葉市中央区長州1-2-1	043-202-1809	043-202-1614
中央消防署	警防課	260-0854	千葉市中央区長州1-2-1	043-202-1616	043-202-1625
花見川消防署	警防課	262-0013	千葉市花見川区犢橋町107-2	043-259-2545	043-259-2946
稲毛消防署	警防課	263-0024	千葉市稲毛区穴川4-12-2	043-284-5139	043-284-5175
若葉消防署	警防課	264-0004	千葉市若葉区千城台西2-1-1	043-237-7999	043-237-8089
緑消防署	警防課	266-0031	千葉市緑区おゆみ野3-15-1	043-292-6122	043-292-6279
美浜消防署	警防課	261-0011	千葉市美浜区真砂5-15-6	043-279-0157	043-279-0450
銚子市消防本部	警防課	288-0056	銚子市新生町1-9-12	0479-22-0119	0479-23-0119
市川市消防局	警防課	272-0021	市川市八幡1-8-1	047-333-2111	047-333-8181
船橋市消防局	総務課	273-0011	船橋市湊町2-6-10	047-435-1111	047-435-7878
木更津市消防本部	消防総務課	292-0834	木更津市潮見2-8	0438-22-0119	0438-23-9096
松戸市消防局	企画管理室	270-2241	松戸市松戸新田114-5	047-363-1111	047-363-1121
野田市消防本部	警防課	278-0005	野田市宮崎126-2	04-7124-0113	04-7124-3416
成田市消防本部	警防課	286-8585	成田市花崎町760	0476-20-1592	0476-24-4368
旭市消防本部	警防課	289-2511	旭市イの2953-1	0479-63-0119	0479-63-7477
習志野市消防本部	警防課	275-0014	習志野市鷺沼2-1-43	047-452-1212	047-454-8151
柏市消防本部	警防課	277-0827	柏市松葉町7-16-7	04-7133-0119	04-7133-8795
市原市消防局	警防救急課	290-0073	市原市国分寺台中央1-1-1	0436-23-0119	0476-22-6215
流山市消防本部	消防総務課	270-0175	流山市三輪野山994	04-7158-0119	04-7158-0276
八千代市消防本部	警防課	276-0046	八千代市大和田新田186	047-459-2441	047-459-6232
我孫子市消防本部	警防課	270-1166	我孫子市我孫子1847-6	04-7184-0119	04-7184-0120
鎌ヶ谷市消防本部	総務課	273-0102	鎌ヶ谷市右京塚10-12	047-444-3233	047-445-1224
君津市消防本部	消防総務課	299-1163	君津市空師3-1-25	0439-53-1902	0439-54-8960
富津市消防本部	総務課	293-0042	富津市小久保2109	0439-65-4903	0439-65-1835
浦安市消防本部	警防課	279-0004	浦安市猫実1-19-22	047-352-3553	047-355-7733
四街道市消防本部	警防課	284-0003	四街道市鹿渡934-5	043-422-0119	043-423-7650
袖ヶ浦市消防本部	総務課 警防班	299-0261	袖ヶ浦市福王台4-10-7	0438-64-0119	0438-62-9729
富里市消防本部	総務課 警防班	286-0221	富里市七栄735-2	0476-92-1311	0476-93-8837
栄町消防本部	消防防災課	270-1546	印旛郡栄町生板鍋子新田乙20-71	0476-95-0119	0476-95-7630
安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部	警防課	294-0045	館山市北条1087-1	0470-22-2233	0470-22-6562
長生郡市広域市町村圏組合消防本部	警防課	297-0026	茂原市茂原598	0475-24-0119	0475-24-1725
匝瑳市横芝光町消防組合消防本部	総務課 警防課	289-2146	匝瑳市八日市場水715	0479-72-0119	0479-73-6339
山武郡市広域行政組合消防本部	総務課	283-8505	東金市東岩崎1-17	0475-52-8751	0475-52-1652
香取広域市町村圏事務組合消防本部	総務課	289-0314	香取市野田53	0478-83-0119	0478-83-3343
佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部	警防課	285-8619	佐倉市大蛇町281	043-481-1119	043-484-2502
印西地区消防組合消防本部	通信指令室	270-1387	印西市草深1905-7	0476-46-9981	0476-46-9986
夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部	警防課	298-0204	夷隅郡大多喜町船子73-2	0470-82-4545	0470-82-5000

8) 指定公共機関

名称	国民保護 担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
(独)海上災害 防止センター	総務課	220-8401	横浜市西区みなとみらい3-3-1 三菱重工横浜ビル	TEL:045-224-4311 FAX:045-224-4312
(独)国立病院機構	総務課	152-8621	東京都目黒区東が丘2-5-21	TEL:03-5712-5050 FAX:03-5712-5081
(独)放射線医学総合研究所	総務課	263-0024	千葉市稲毛区穴川4-9-1	TEL:043-251-2111
(独)水資源機構	総務課	330-6008	さいたま市中央区新都心11-2	TEL:048-600-6511 FAX:048-650-6510
日本赤十字社 千葉県支部	救護・福祉部 救護課	105-8521	東京都港区芝大門1-1-3	TEL:03-3437-7084 FAX:03-3435-8509
	総務課	260-0013	千葉市中央区千葉港4-1	TEL:043-241-7531
日本放送協会 千葉放送局	気象・災害センター	105-8001	東京都渋谷区神南2-2-1	TEL:03-5455-3409 FAX:03-3465-1936
	企画総務	260-0013	千葉市中央区中央4-14-14	TEL:043-227-7311
日本郵政公社 千葉中央郵便局	本社CSR室	100-8798	東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	TEL:03-3504-4624 FAX:03-3506-6732
千葉中央郵便局	総務課	260-0024	千葉市中央区中央港1-14-1	TEL:043-246-0083
首都高速道路(株)	防災対策グループ	100-8930	東京都千代田区霞ヶ関1-4-1	TEL:03-3539-9499 FAX:03-3502-5676
東日本高速道路(株) 関東支社	管理事業部事業 統括チーム	100-8979	東京都千代田区霞ヶ関3-3-2 新霞ヶ関ビル	TEL:03-3506-0318 FAX:03-3506-0184
	管理事業部事業 統括チーム	110-0014	東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産ビル5号館9F	TEL:03-5828-8642 (81-5547)
成田国際空港(株)	経営企画グループ	282-8601	成田市木の根字神台24	TEL:0476-34-5811 FAX:0476-30-1571
東京地下鉄(株)	安全・技務安全課	110-0015	東京都台東区東上野3-19-6	TEL:03-3837-7149 FAX:03-3837-7159
東日本電信電話(株) 千葉支店	災害対策室	160-0023	東京都新宿区西新宿3-19-2	TEL:03-5359-4830 FAX:03-5333-1245
	災害対策室	261-0023	千葉市美浜区中瀬1-6NTT 幕張ビル8階	TEL:043-211-8652
東京電力(株) 千葉支店	防災グループ	100-8560	東京都千代田区内幸町1-1-3	TEL:03-4216-1111 FAX:03-4216-2539
	総務グループ	260-0015	千葉市中央区富士見2-9-5	TEL:043-391-4118
東京瓦斯(株) 千葉支店	総務グループ	105-8527	東京都港区海岸1-5-20	TEL:03-5400-3894 FAX:03-3432-4574
	総務広報部	261-0001	千葉市美浜区幸町1-6-8	TEL:043-246-7705
JRバス関東(株)	総務部	151-8522	東京都渋谷区代々木2-2-2	TEL:03-5334-0860 FAX:03-5334-0865
京成バス(株)	業務課	131-8555	東京都墨田区押上1-10-3	TEL:03-3621-2415 FAX:03-3621-2431
佐川急便(株)	労務運行管理部	601-8104	京都市南区上鳥羽角田町68	TEL:075-691-5400 FAX:075-681-2439
西濃運輸(株)	営業企画管理室	503-8501	岐阜県大垣市田口町1	TEL:0584-82-5025 FAX:0584-82-5041
日本通運(株) 千葉支店	作業管理部広域 自動車輸送専任	105-8322	東京都港区東新橋1-9-4	TEL:03-6251-1430 FAX:03-6251-6676
	総務課	260-0834	千葉市中央区今井1-14-22	TEL:043-226-7600
福山通運(株)	社長室CSR 推進室	721-8555	広島県福山市東深津町4-20-1	TEL:03-3643-0296 FAX:03-3643-3730
(株)日本航空インターナショナル 成田総務部	経営企画室	140-0002	東京都品川区東品川2-4-11	TEL:03-5769-6032 FAX:03-5769-6482
	成田総務部	282-0004	成田市古込1-1	TEL:0476-34-3511
全日本空輸(株)	千葉営業支店	260-0028	千葉市中央区新町1000 セシ化成ビル14F	TEL:043-238-9530 FAX:043-238-9543

名称	国民保護 担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	危機管理室 庶務グループ	151-8578	東京都渋谷区代々木 2-2-2	TEL:03-5334-1311 FAX:03-5334-1358
	総務部(安全)	260-0031	千葉市中央区新千葉 1-3-24	TEL:043-222-1001 TEL:043-225-9136
京成電鉄(株)	計画管理部	131-8555	東京都墨田区押上 1-10-3	TEL:03-3621-2322 FAX:03-3621-2550
東武鉄道(株)	運輸企画課	131-8522	東京都墨田区押上 1-1-2	TEL:03-3621-5320 FAX:03-3621-5268
NTTコミュニケーションズ(株)	ネットワーク事業部 統合ネットワーク部	100-8019	東京都千代田区内幸町 1-1-6	TEL:03-5202-9909 FAX:03-5501-3014
KDDI(株)	運用管理部 統括グループ	102-8461	東京都新宿区西新宿 2-3-2KDDIビル	TEL:03-3347-5299 FAX:03-3347-6243
日本テレコム(株)	総務部	105-7316	東京都港区東新橋 1-9-1 東京汐留ビルディング	TEL:03-6888-8000 FAX:03-3572-5540
(株)NTTドコモ 千葉支店	災害対策室	100-6150	東京都千代田区永田町 2-11-1 山王ビルヂング 35F	TEL:03-5156-1729 FAX:03-5156-0265
	企画総務部	260-0028	千葉市中央区新町 1000 センティター 16F	TEL:043-301-0335
ボーダフォン(株)	コーポレートセキュリティ室	105-6205	東京都港区愛宕 2-5-1 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー	TEL:03-6403-1065 FAX:03-6403-2932
(株)テレビ朝日	報道企画部	106-8001	東京都港区六本木 6-9-1	TEL:03-6406-1305 FAX:03-3405-3417
(株)テレビ東京	報道局	105-8012	東京都港区虎ノ門 4-3-12	TEL:03-5473-3192 FAX:03-5473-8483
	総務局			TEL:03-5473-3053 FAX:03-3432-0814
(株)東京放送	総務部	107-8006	東京都港区赤坂 5-3-6	TEL:03-5571-2213 FAX:03-5571-2012
(株)フジテレビジョン	報道局	137-8088	東京都港区台場 2-4-8	TEL:03-5500-8360 FAX:03-5500-8770
日本テレビ放送網(株)	報道局 ニュース制作部	105-7444	東京都港区東新橋 1-6-1	TEL:03-6215-1382 FAX:03-6215-3563
(株)TBSラジオ アウト コミュニケーションズ	経営企画室	107-8001	東京都港区赤坂 5-3-6	TEL:03-5571-2709 FAX:03-5571-2975
(株)日経ラジオ社	編成報道局	107-8373	東京都港区赤坂 1-9-15	TEL:050-3368-3578 FAX:03-3583-9062
(株)ニッポン放送	編成局 報道部	100-8439	東京都千代田区有楽町 1-9-3	TEL:03-3287-7622 FAX:03-3287-7696
(株)文化放送	編成局 報道制作部	160-8002	東京都新宿区若葉 1-5	TEL:03-5269-2736 FAX:03-3357-2527

出典：千葉県国民保護計画資料編

9) 指定地方公共機関

名称 (指定年月日)	国民保護 担当部署	郵便 番号	所在地	電話・FAX・E-MAIL
京葉瓦斯株式会社 (平成 17 年 5 月 27 日)	総務人事部 総務グループ	272-8580	市川市市川南 2-8-8	電話 047(325)4111 FAX047(324)6026 お客様コールセンター(松戸) 電話 047(361)0211
大多喜ガス株式会社 (平成 17 年 5 月 27 日)	総務部総務課	297-8567	茂原市茂原 661	電話 0475(24)0010 FAX0475(22)2785 E-MAIL: info@otakigas.co.jp
千葉ガス株式会社 (平成 17 年 5 月 27 日)	企画総務部 人事・総務グループ	285-0014	佐倉市栄町 21-1	電話 043(483)1172 FAX043(483)1183 E-MAIL: morinaka@chiba-gas.co.jp
房州瓦斯株式会社 (平成 17 年 5 月 27 日)	総務部	294-0036	館山市館山 1365	電話 0470(22)2251 FAX0470(23)3005
京和ガス株式会社 (平成 17 年 5 月 27 日)	総務部総務課	270-0111	流山市江戸川台東 1-254	電話 04(7155)1500 FAX04(7155)1505 E-MAIL: narimatsu@keiwagas.co.jp
銚子瓦斯株式会社 (平成 17 年 5 月 27 日)	銚子営業所 業務チーム	288-0068	銚子市内浜町 1603	電話 0479(22)2420 FAX0479(24)3269 E-MAIL: choshi@choshi_tobugas.co.jp
野田ガス株式会社 (平成 17 年 5 月 27 日)	総務部	278-0005	野田市宮崎 36	電話 04(7125)0101 FAX04(7125)3343 E-MAIL: nodagas4@siren.ocn.ne.jp
角栄ガス株式会社 (平成 17 年 5 月 27 日)	企画管理部	151-0062	東京都渋谷区元代々 木町 33-8	電話 03(3481)2071 FAX03(3481)2074 E-MAIL: sekine@kakuei-gas.co.jp
東日本ガス株式会社 (平成 17 年 5 月 27 日)	供給部供給課	270-1138	我孫子市下ヶ戸 608-1	電話 04(7182)4175 FAX04(7182)7620 E-MAIL: t-watanabe@hngas.co.jp
総武ガス株式会社 (平成 17 年 5 月 27 日)	業務課	289-2504	旭市二の 5941	電話 0479(63)1000 FAX0479(63)2135
日本瓦斯株式会社 (平成 18 年 7 月 18 日)	ガス事業管理 部都市ガス課	104-8540	東京都中央区八丁堀 3-5-2	電話 03(3553)1287 FAX03(3553)1835
社団法人千葉県エルピ ーガス協会 (平成 17 年 7 月 5 日)	総務部	260-0024	千葉市中央区中央港 1-13-1 千葉県ガス石 油館内	電話 043(246)1725 FAX043(243)6781 E-MAIL: chibalpg@chibalpg.or.jp
新京成電鉄株式会社 (平成 17 年 5 月 27 日)	鉄道本部鉄道 管理課	273-0192	鎌ヶ谷市くぬぎ山 4-1-12	電話 047(389)9900 FAX047(389)9909 E-MAIL: kanrika@shinkeisei.jp
小湊鉄道株式会社 (平成 17 年 5 月 27 日)	鉄道部運輸部	290-0054	市原市五井中央東 1-1-2	電話 0436(21)6771 FAX0436(22)7650
北総鉄道株式会社 (平成 17 年 5 月 27 日)	企画室	273-0121	鎌ヶ谷市初富 928	電話 047(445)1902 FAX047(443)5404 E-MAIL: kikaku@hokuso-railway.co.jp
総武流山電鉄株式会社 (平成 17 年 5 月 27 日)	運輸部・技術 部	270-0164	流山市流山 1-264	電話 04(7158)0117 FAX04(7158)2274
銚子電気鉄道株式会社 (平成 17 年 5 月 27 日)	鉄道部	288-0056	銚子市新生町 2-297	電話 0479(22)0316 FAX0479(25)2865 E-MAIL: kougo@choshi-dentetsu.jp
いすみ鉄道株式会社 (平成 17 年 5 月 27 日)	総務課	298-0216	夷隅郡大多喜町大多 喜 264	電話 0470(82)2161 FAX0470(82)2249 E-MAIL: mail@isumirail.co.jp
東葉高速鉄道株式会社 (平成 17 年 5 月 27 日)	総務部総務課	276-0049	八千代市緑が丘 1-1120-3	電話 047(458)0014 FAX047(458)0044 E-MAIL: somu@toyokosoku.co.jp
千葉都市モノレール株 式会社 (平成 17 年 5 月 27 日)	運輸部業務課	263-0012	千葉市稲毛区萩台町 199-1	電話 043(287)8215 FAX043(252)7244 E-MAIL: gyomu_1@chiba-monorail.co.jp 24 時間対応 運転課 電話 043(287)8210

名称 (指定年月日)	国民保護 担当部署	郵便 番号	所在地	電話・FAX・E-MAIL
京葉臨海鉄道株式会社 (平成 17 年 5 月 27 日)	管理部総務 グループ	260-0031	千葉市中央区新千葉 1-1-1	電話 043(224)2821 FAX043(224)2466 E-MAIL:soumu@rintetu.co.jp
芝山鉄道株式会社 (平成 17 年 12 月 20 日)	総務課	289-1601	山武郡芝山町香山新 田 148-1	電話 0479(78)1141 FAX0476(32)2676 E-MAIL:srl@sibatetu.co.jp
首都圏新都市鉄道株式 会社 (平成 17 年 12 月 20 日)	運輸管理課	111-0056	東京都台東区小島 2-21-18	電話 03(3839)7352 FAX03(3839)7368
社団法人千葉県トラッ ク協会 (平成 17 年 5 月 27 日)	交付金事業部	261-0002	千葉市美浜区新港 212-10	電話 043(247)1131 FAX043(246)7372 E-MAIL:info@cta.or.jp
社団法人千葉県バス協会 (平成 17 年 5 月 27 日)	事務局	261-0004	千葉市美浜区新港 212-2	電話 043(246)8151 FAX043(241)0548
社団法人千葉県医師会 (平成 17 年 5 月 27 日)	総務部	260-0026	千葉市中央区千葉港 7-1	電話 043(242)4271 FAX043(246)3142 E-MAIL:webmaster@chiba.med.or.jp
社団法人千葉県歯科医 師会 (平成 17 年 5 月 27 日)	事務局	261-0002	千葉市美浜区新港 32-17	電話 043(241)6471 FAX043(248)2977 E-MAIL:chinet@cc.rim.or.jp
社団法人千葉県薬剤師会 (平成 17 年 5 月 27 日)	事務局	260-0026	千葉市中央区千葉港 7-1	電話 043(242)3801 FAX043(248)0646
社団法人千葉県看護協会 (平成 17 年 7 月 5 日)	事務局	261-0002	千葉市美浜区新港 249-4	電話 043(245)1744 FAX043(248)7246 E-MAIL:cna4@lily.ocn.ne.jp
千葉テレビ放送株式会 社 (平成 18 年 3 月 7 日)	報道政策局 報道部	260-0001	千葉市中央区都町 1-1-125	電話 043(233)6681 FAX043(231)4999
株式会社ベイエフエム (平成 17 年 5 月 27 日)	総務部	260-0013	千葉市中央区中央 1-11-1	電話 043(227)7878 FAX043(227)7829
千葉県道路公社 (平成 17 年 5 月 27 日)	総務部総務課	260-0013	千葉市中央区中央 4-13-28 千葉県看護会 館内	電話 043(227)9331 FAX043(227)6360 E-MAIL:soumu2@chiba-dourokousha.or.jp

出典：千葉県国民保護計画資料編

10) 大規模集客施設

ホール・劇場・スタジアム

県国民保護資料編より

名称	所在地	電話番号	収容能力(人)	延床面積(m ²)
千葉県文化会館	千葉市中央区市場町 11-2	222-0201	1,790	12,462
千葉市民会館	千葉市中央区要町 1-1	224-2431	1,001	5,900
千葉ポートアリーナ	千葉市中央区問屋町 1-20	241-0006	4,380	35,574
フクダ電子アリーナ	千葉市中央区川崎町地内	245-5781	18,500	34,894
千葉マリンスタジアム	千葉市美浜区美浜 1	296-1189	30,000	44,786
幕張イベントホール	千葉市美浜区中瀬 2-1	296-0001	4,800	15,526

* 収容人員(座席数)1,000人以上のものを掲載した。

大規模小売店

店舗面積 10,000m²以上 市資料より

店舗名称	所在地	店舗面積(m ²)	建物設置者
ハーバーシティ蘇我	中央区川崎町 6-9 外	72,376	イトーヨーカ堂、島忠、ネクサス
そごう千葉店	中央区新町 1000	70,050	(株)そごう、センシティビルディング管理組合、(株)ユウキ建物
ワズモール	稲毛区長沼町330-50外	35,289	東西セレクト・ワン(有)
鎌取ショッピングセンター(ゆみーる)	緑区おゆみ野3-16-1外	33,280	(株)新都市ライフ
マリンピア	美浜区高洲 3-20-28	31,571	(株)千葉経済開発公社、イオン(株)
クレッセ稲毛	稲毛区長沼原町 731-17	25,257	大和工商リース(株)
塚本大千葉ビルディング(ピーワン)	中央区富士見 2-3-1	23,653	(株)塚本総業
稲毛サティ	稲毛区小仲台 1-1150-1 外	23,476	みずほ信託銀行(株)
カルフル幕張店	美浜区ひび野 1-3 外	23,314	イオンマルシェ(株)
ワールドビジネスガーデン	美浜区中瀬 2-6	22,100	三井不動産(株) 外
時田ミシンビル、塚本ビル(三越)	中央区富士見 2-6-1	21,402	(株)塚本総業・時田ミシン
千城台ショッピングセンター	若葉区千城台北 3-21-1	20,788	(財)千葉県まちづくり公社
あすみが丘ブランニューモール	緑区あすみが丘 7 - 1	20,288	東急不動産株式会社
千葉パルコ店	中央区中央 2-2-2	20,027	(株)パルコ 外 1 2
ミハマ・ニューポート・リゾート	美浜区新港 32-11	18,901	イエローハット、サンベルクス、ミスターマックス
ガーデンウォーク幕張	美浜区ひび野 2-5 外	18,638	三井不動産(株)
千葉ショッパーズプラザ	中央区新宿 2-7-30	17,476	三井不動産(株)
千葉市北部長沼 SC(グリーンクロス) (イトーヨーカ堂)	稲毛区長沼町 36	16,056	島田修
コストコホールセール幕張	美浜区豊砂 1 - 1	15,715	コストコホールセールジャパン
検見川浜駅前ショッピングコミュニティセンター	美浜区真砂 4-2-6	15,681	イズミヤ(株)
太平洋セメント幕張ビル (イトーヨーカドー幕張店等)	花見川区幕張町4-417-25	15,298	全国共済農業協同組合連合会
ロイヤルホームセンター千葉北	稲毛区六方町 75-1 外	14,034	ロイヤルホームセンター(株)
ROOM DECO かねたや幕張新都心店	美浜区ひび野 1-7	13,882	株式会社かねたや家具店
ミスターマックスおゆみ野ショッピングセンター	緑区おゆみ野中央2-3-1	13,216	(株)ミスターマックス
川島ビル(マリンピア専門館)	美浜区高洲 3-20-6 外	11,823	(株)喜産
千葉駅-ヨルビル(ペリエ 1・2)	中央区新千葉 1-1-1	11,465	(株)千葉ステーションビル

駅

名称	所在地	電話番号	1日平均乗降客数(人)
JR 総武線千葉駅	千葉市中央区新千葉 1-1-1	222-0011	208,550
JR 総武線稲毛駅	千葉市稲毛区稲毛東 3-19-22	246-0716	100,594

*乗降客数 1日平均 10万人以上のものを掲載した。

観光入込客数が多かった観光・レクリエーション施設 県国民保護計画より

名称	所在地	電話番号	平成 16 年入込数
幕張メッセ	千葉市美浜区中瀬 2-1	296-0001	5,070,003
千葉マリスタジアム	千葉市美浜区美浜 1	296-1189	1,860,003

*入込客数 1,000,000 人以上のものを掲載した。

*千葉マリスタジアムは、ホール・劇場・スタジアム(収容人員 1,000 人以上)と重複する。

11) 学校等

(1) 市立学校(平成 18 年 5 月 1 日現在)

【小学校】

整理番号	学校名	所在地	電話	児童数
1	新宿小学校	中央区新宿 2-15-1	(242)0631	529
2	本町小学校	中央区本町 2-6-23	(227)4501	254
3	寒川小学校	中央区寒川町 1-205	(224)2400	522
4	登戸小学校	中央区登戸 2-11-1	(241)2321	250
5	院内小学校	中央区祐光 1-25-3	(227)5576	705
6	蘇我小学校	中央区今井 3-15-32	(261)5321	706
7	都小学校	中央区都町 1129	(231)3178	644
8	都賀小学校	稲毛区作草部町 938	(251)6193	375
9	検見川小学校	花見川区検見川町 3-322-23	(273)8030	538
10	稲毛小学校	稲毛区稲毛町 5-535	(243)9072	502
11	畑小学校	花見川区畑町 1385-1	(273)8074	200
12	園生小学校	稲毛区小仲台 9-30-1	(251)8149	689
13	千城小学校	若葉区大宮町 2655	(266)3741	102
14	若松小学校	若葉区若松町 360-1	(231)0721	774
15	大森小学校	中央区大森町 268	(261)3445	563
16	稲丘小学校	稲毛区稲丘町 19-30	(243)9324	530
17	坂月小学校	若葉区坂月町 298	(237)1580	60
18	弥生小学校	稲毛区弥生町 3-18	(251)7295	189
19	花園小学校	花見川区花園 4-1-2	(271)3155	764
20	犢橋小学校	花見川区犢橋町 774	(259)2057	338
21	横戸小学校	花見川区横戸町 1005	(259)5588	165
22	幕張小学校	花見川区幕張町 4-781	(271)7511	459
23	長作小学校	花見川区長作町 1273	(259)1079	311
24	生浜小学校	中央区浜野町 1335	(264)7200	204
25	椎名小学校	緑区茂呂町 582	(292)0007	245
26	誉田小学校	緑区誉田町 1-27	(291)1141	722
27	轟町小学校	稲毛区轟町 3-4-30	(251)8236	692
28	鶴沢小学校	中央区鶴沢町 21-1	(227)7576	391
29	平山小学校	緑区辺田町 141	(291)1375	168
30	松ヶ丘小学校	中央区松ヶ丘町 580	(261)3373	331
31	白井小学校	若葉区野呂町 215	(228)0211	257
32	更科小学校	若葉区更科町 2073	(239)0028	82
	富田分校	若葉区富田町 83	(228)1667	6
33	宮崎小学校	中央区宮崎 2-3-13	(265)6565	910
34	緑町小学校	稲毛区緑町 2-13-1	(242)2433	584
35	川戸小学校	中央区川戸町 450	(265)3232	328
36	山王小学校	稲毛区山王町 121	(422)2811	796
37	小中台小学校	稲毛区小仲台 6-34-1	(251)3215	635
38	大宮小学校	若葉区大宮台 7-8-1	(265)1200	282
39	小倉小学校	若葉区小倉台 5-1-1	(231)0908	660
40	千草台小学校	稲毛区天台 5-11-1	(251)9177	417
41	稲毛第二小学校	美浜区稲毛海岸 5-7-1	(243)7160	199
42	あやめ台小学校	稲毛区園生町 446-1	(251)9730	332
43	星久喜小学校	中央区星久喜町 1060	(265)1568	738
44	幕張東小学校	花見川区幕張町 4-681	(271)3191	420
45	花見川第一小学校	花見川区花見川 4-1	(259)0129	288
46	花見川第二小学校	花見川区花見川 6-1	(259)1229	185
47	幸町第一小学校	美浜区幸町 2-17-4	(241)5068	280
48	幸町第二小学校	美浜区幸町 2-9-4	(242)1483	266

整理番号	学校名	所在地	電話	児童数
49	土気小学校	緑区土気町 1634-2	(294)0009	442
50	弁天小学校	中央区弁天 1-21-2	(251)9141	175
51	桜木小学校	若葉区桜木 3-26-1	(231)2101	1,019
52	千城台北小学校	若葉区千城台北 1-4-1	(237)1002	270
53	千城台西小学校	若葉区千城台西 2-21-1	(237)1004	205
54	宮野木小学校	稲毛区宮野木町 1798-2	(259)7034	618
55	生浜西小学校	中央区塩田町 316-1	(264)0013	352
56	仁戸名小学校	中央区仁戸名町 380	(264)0012	269
57	こてはし台小学校	花見川区こてはし台 2-28-1	(259)1337	930
58	花見川第三小学校	花見川区花見川 1-1	(259)1377	195
59	西小中台小学校	花見川区西小中台 3-1	(273)2746	335
60	さつきが丘東小学校	花見川区さつきが丘 1-7	(259)7701	385
61	さつきが丘西小学校	花見川区さつきが丘 2-14	(259)7700	294
62	高洲第一小学校	美浜区高洲 2-2-20	(242)8942	232
63	高洲第二小学校	美浜区高洲 2-5-13	(243)0169	184
64	北貝塚小学校	若葉区貝塚町 1093	(232)0467	801
65	大巖寺小学校	中央区大巖寺町 375	(263)7963	153
66	幕張西小学校	美浜区幕張西 2-8-1	(271)1935	416
67	大宮台小学校	若葉区大宮町 2082	(263)7962	155
68	草野小学校	稲毛区園生町 1385	(253)8033	796
69	柏台小学校	稲毛区園生町 588	(254)1408	413
70	千城台東小学校	若葉区千城台東 1-15-1	(237)8307	415
71	真砂第一小学校	美浜区真砂 2-3-1	(278)1600	310
72	真砂第二小学校	美浜区真砂 5-18-1	(278)1606	335
73	千城台南小学校	若葉区千城台南 1-19-1	(237)9393	166
74	小中台南小学校	稲毛区小仲台 8-15-1	(255)1441	195
75	幸町第三小学校	美浜区幸町 1-10-1	(241)7807	703
76	真砂第三小学校	美浜区真砂 4-5-1	(278)2572	223
77	真砂第四小学校	美浜区真砂 3-14-1	(278)2574	280
78	高洲第三小学校	美浜区高洲 3-3-11	(278)1912	674
79	千草台東小学校	稲毛区作草部町 1298-1	(253)0198	419
80	高洲第四小学校	美浜区高洲 1-15-1	(278)2783	176
81	真砂第五小学校	美浜区真砂 1-12-15	(278)2773	173
82	高浜第一小学校	美浜区高浜 1-4-1	(246)6262	461
83	稲浜小学校	美浜区稲毛海岸 2-3-2	(246)4185	85
84	作新小学校	花見川区作新台 7-2-1	(257)0927	622
85	みつわ台北小学校	若葉区みつわ台 3-5-1	(255)5121	431
86	誉田東小学校	緑区誉田町 2-21-84	(291)5121	424
87	幸町第四小学校	美浜区幸町 2-12-12	(247)7277	139
88	大木戸小学校	緑区大木戸町 317	(294)5621	216
89	千城台旭小学校	若葉区千城台東 3-18-1	(236)1511	329
90	柏井小学校	花見川区柏井町 1486-1	047(484)2531	282
91	みつわ台南小学校	若葉区みつわ台 1-17-1	(256)1951	717
92	若松台小学校	若葉区若松台 2-25-1	(232)7335	116
93	幕張南小学校	花見川区幕張町 3-7718	(271)8511	616
94	高浜第二小学校	美浜区高浜 3-3-1	(277)4402	119
95	都賀の台小学校	若葉区都賀の台 2-13-1	(251)1391	383
96	磯辺第一小学校	美浜区磯辺 5-2-1	(277)4406	38
97	磯辺第二小学校	美浜区磯辺 7-17-1	(278)8828	112
98	上の台小学校	花見川区幕張本郷 4-8-1	(272)1721	656
99	磯辺第三小学校	美浜区磯辺 1-25-1	(277)1021	424
100	源小学校	若葉区源町 541-6	(256)1533	184
101	越智小学校	緑区越智町 705-359	(294)7851	115

整理番号	学校名	所在地	電話	児童数
102	高浜第三小学校	美浜区高浜 4-8-2	(279)1376	202
103	磯辺第四小学校	美浜区磯辺 4-16-1	(278)6171	185
104	朝日ヶ丘小学校	花見川区朝日ヶ丘 2-6-1	(273)5160	464
105	生浜東小学校	中央区生実町 1928	(266)4541	444
106	泉谷小学校	緑区おゆみ野中央 4-3	(291)6333	608
107	土気南小学校	緑区あすみが丘 14-16	(294)6331	860
108	西の谷小学校	花見川区幕張本郷 3-22-6	(272)6201	717
109	小谷小学校	緑区おゆみ野 4-45	(292)5820	712
110	大椎小学校	緑区あすみが丘 6-38	(295)0995	769
111	有吉小学校	緑区おゆみ野 1-53	(292)9785	851
112	打瀬小学校	美浜区打瀬 1-3-1	(211)0321	903
113	金沢小学校	緑区おゆみ野南 5-31	(293)2800	597
114	あすみが丘小学校	緑区あすみが丘 6-2	(295)6781	502
115	扇田小学校	緑区おゆみ野中央 1-26	(293)2700	482
116	瑞穂小学校	花見川区瑞穂 1-2	(271)7641	691
117	海浜打瀬小学校	美浜区打瀬 3-3-1	(211)3330	750
118	おゆみ野南小学校	緑区おゆみ野南 4-26	(300)0600	611
119	花島小学校	花見川区花見川 8-2	(259)5127	349
120	美浜打瀬小学校	美浜区打瀬 2-18-1	(213)2751	800
計	120校			51,604

(星久喜小生実分教室を含む。)

【中学校】

整理番号	学校名	所在地	電話	生徒数
1	加曾利中学校	若葉区加曾利町 961-5	(231)1794	503
2	末広中学校	中央区末広 2-10-1	(265)1818	228
3	葛城中学校	中央区葛城 2-9-1	(227)5566	369
4	椿森中学校	中央区椿森 4-1-1	(251)6221	315
5	緑町中学校	稲毛区緑町 2-3-1	(241)4131	315
6	小中台中学校	稲毛区小仲台 9-46-2	(251)7141	648
7	花園中学校	花見川区花園 4-1-1	(271)7921	829
8	新宿中学校	中央区問屋町 1-73	(241)5887	237
9	蘇我中学校	中央区白旗 1-5-3	(261)4277	880
10	犢橋中学校	花見川区三角町 656-2	(259)2308	249
11	幕張中学校	花見川区幕張町 4-45	(273)7318	433
12	生浜中学校	中央区南生実町 258	(268)2200	608
13	誉田中学校	緑区誉田町 1-138	(291)0012	667
14	轟町中学校	稲毛区轟町 3-5-14	(251)4305	458
15	松ヶ丘中学校	中央区松ヶ丘町 440	(261)5261	360
16	白井中学校	若葉区野呂町 623	(228)0201	173
17	更科中学校	若葉区更科町 2112	(239)0030	58
18	川戸中学校	中央区川戸町 443	(264)5109	145
19	稲毛中学校	稲毛区稲毛町 5-120	(243)7229	454
20	千草台中学校	稲毛区千草台 2-3-1	(251)6129	181
21	花見川第一中学校	花見川区花見川 6-2	(259)3580	330
22	幸町第一中学校	美浜区幸町 2-12-7	(242)1489	187
23	土気中学校	緑区土気町 1400	(294)0034	208
24	千城台西中学校	若葉区千城台西 2-20-1	(237)1587	328
25	星久喜中学校	中央区星久喜町 823	(268)7841	278
26	こてはし台中学校	花見川区こてはし台 5-15-1	(259)1336	346
27	さつきが丘中学校	花見川区さつきが丘 2-15	(259)7702	314
28	高洲第一中学校	美浜区高洲 2-3-18	(242)8943	417
29	大宮中学校	若葉区大宮町 2077	(263)7964	238

整理番号	学校名	所在地	電話	生徒数
30	草野中学校	稲毛区園生町 1397	(253)8034	472
31	真砂第一中学校	美浜区真砂 5-18-2	(278)1608	219
32	真砂第二中学校	美浜区真砂 2-13-1	(278)2576	294
33	幕張西中学校	美浜区幕張西 2-9-1	(273)0396	334
34	都賀中学校	稲毛区作草部町 1306-1	(252)2772	346
35	千城台南中学校	若葉区千城台南 1-20-1	(237)1521	320
36	高洲第二中学校	美浜区高洲 4-4-3	(278)2777	128
37	みつわ台中学校	若葉区みつわ台 2-41-1	(255)3631	577
38	緑が丘中学校	花見川区犢橋町 213-4	(250)3803	368
39	花見川第二中学校	花見川区天戸町 1428-1	(250)3801	232
40	天戸中学校	花見川区天戸町 1429	(250)1166	412
41	若松中学校	若葉区若松町 2106-2	(232)6125	584
42	高浜中学校	美浜区高浜 4-8-1	(277)4404	265
43	幸町第二中学校	美浜区幸町 1-10-2	(247)3723	341
44	磯辺第一中学校	美浜区磯辺 7-1-1	(278)8861	234
45	山王中学校	若葉区若松町 774	(422)5897	544
46	稲浜中学校	美浜区稲毛海岸 2-3-3	(247)8500	101
47	朝日ヶ丘中学校	花見川区朝日ヶ丘町 2-4-1	(273)6651	379
48	貝塚中学校	若葉区貝塚町 1340-1	(231)7077	575
49	越智中学校	緑区越智町 651	(294)0505	201
50	磯辺第二中学校	美浜区磯辺 1-50-1	(279)2891	252
51	泉谷中学校	緑区おゆみ野中央 4-2	(291)6600	827
52	幕張本郷中学校	花見川区幕張本郷 5-18-1	(272)3072	493
53	土気南中学校	緑区あすみが丘 4-38	(295)0777	524
54	打瀬中学校	美浜区打瀬 3-12-1	(211)0345	509
55	有吉中学校	緑区おゆみ野 2-41	(293)2600	833
56	大椎中学校	緑区あすみが丘 8-26	(295)7201	518
計	56校			21,638

(星久喜中生実分教室を含む。)

【高等学校】

整理番号	学校名	所在地	電話	生徒数
1	千葉高等学校	美浜区若葉 3-2-1	(274)7601	1,002
2	稲毛高等学校	美浜区高浜 3-1-1	(277)4400	1,052
計	2校			2,054

【養護学校】

整理番号	学校名	所在地	電話	児童・生徒数
1	養護学校	若葉区大宮町 1066-1	(265)9293	158
2	第二養護学校	稲毛区轟町 3-6-25	(256)1950	68
計	2校			226

(2) 国立大学法人(平成 18 年 5 月 1 日現在)

【大学】

整理番号	学校名	学部名	所在地	電話	学生数
1	国立大学法人 千葉大学	文・教育・法経・理・薬・工	稲毛区弥生町 1-33	(251)1111	10,115
		医・看護	中央区亥鼻 1-8-1	(222)7171	

【養護学校】

整理番号	学校名	所在地	電話	児童数
1	千葉大学教育学部 附属養護学校	稲毛区長沼原町 312	(258)1111	72

【中学校】

整理番号	学校名	所在地	電話	生徒数
1	千葉大学教育学部 附属中学校	稲毛区弥生町 1-33	(290)2493	565

【小学校】

整理番号	学校名	所在地	電話	児童数
1	千葉大学教育学部 附属小学校	稲毛区弥生町 1-33	(290)2462	844

【幼稚園】

整理番号	学校名	所在地	電話	園児数
1	千葉大学教育学部 附属幼稚園	稲毛区弥生町 1-33	(251)9001	160

(3) 放送大学(平成 18 年 5 月 1 日現在)

整理番号	学校名	学部名	所在地	電話	学生数
1	放送大学	教養	美浜区若葉 2-11	(276)5111	91,628

(4) 県立学校(平成 18 年 5 月 1 日現在)

【大学】

整理番号	学校名	学科名	所在地	電話	学生数
1	衛生短期大学	第 1 看護学科・第 2 看護学科 ・ 歯科衛生学科・栄養学科	美浜区若葉 2-10-1	(272)1711	534

【高等学校】

整理番号	学校名	所在地	電話	生徒数
1	千葉高等学校	中央区葛城 1-5-2	(227)7434	1,002
	〃 (定時制)			201
2	千葉女子高等学校	稲毛区小仲台 5-10-1	(254)1188	976
3	千葉東高等学校	稲毛区轟町 1-18-52	(251)9221	977
4	千葉商業高等学校	中央区松波 2-22-48	(251)6335	969
	〃 (定時制)			187

5	京葉工業高等学校	稲毛区穴川 4-11-32	(251)4197	681
6	千葉工業高等学校	中央区今井町 1478	(264)6251	622
	〃(定時制)			163
7	千葉南高等学校	中央区花輪町 45-3	(264)1362	888
8	検見川高等学校	美浜区真砂 4-17-1	(278)1218	953
9	千葉北高等学校	稲毛区長沼町 153	(257)2753	872
10	若松高等学校	若葉区若松町 429	(232)5171	885
11	千城台高等学校	若葉区千城台西 2-1-1	(236)0161	966
12	生浜高等学校	中央区塩田町 372	(266)4591	424
13	磯辺高等学校	美浜区磯辺 2-7-1	(277)2211	972
14	泉高等学校	若葉区高根町 875-1	(228)2551	515
15	幕張総合高等学校	美浜区若葉 3-1-6	(211)6311	2,010
16	柏井高等学校	花見川区柏井町 1452	047(484)5526	932
17	千葉大宮高等学校 (通信制)	若葉区大宮町 2699-1	(264)1981	1,408
18	土気高等学校	緑区土気町 1807	(294)0014	942
19	千葉西高等学校	美浜区磯辺 3-30-3	(277)0115	962
20	犢橋高等学校	花見川区千種町 381-1	(257)8511	695
計	20校			19,202

【聾・養護学校】

整理番号	学校名	所在地	電話	児童数・生徒数
1	千葉聾学校	緑区鎌取町 65-1	(291)1371	165
2	桜が丘養護学校	若葉区加曽利町 1538	(231)1449	167
3	仁戸名養護学校	中央区仁戸名町 673	(264)5400	67
4	袖ヶ浦養護学校	緑区誉田町 1-15-1	(291)6922	229
5	千葉養護学校	花見川区大日町 1410-2	(257)3909	185
計	5校			813

(5) 私立学校(平成 18 年 5 月 1 日現在)

【大学】

整理番号	学校名	学部・学科名	所在地	電話	学生数
1	淑徳大学	総合福祉学部	中央区大蔵寺町 200	(265)7331	3,056
2	敬愛大学	経済学部	稲毛区穴川 1-5-21	(251)6363	1,122
3	東京歯科大学	歯学部	美浜区真砂 1-2-2	(279)2222	810
4	日本基督教短期大学	キリスト教学科 英語コミュニケーション学科	稲毛区小深町 90-3	(422)2234	58
5	千葉経済大学 短期大学部	ビジネスライフ学科 こども学科	稲毛区轟町 4-3-30	(255)3451	794
6	千葉明德短期大学	保育創造学科	中央区南生実町 1412	(265)1613	268
7	神田外語大学	外国語学部	美浜区若葉 1-4-1	(273)1322	3,204
8	千葉経済大学	経済学部	稲毛区轟町 3-59-5	(253)9111	1,141
9	東京情報大学	総合情報学部	若葉区谷当町 1200-2	(236)1101	2,492
10	植草学園短期大学	福祉学科	若葉区小倉町 1639-3	(233)9031	421
計	10校				13,366

【高等学校】

整理番号	学校名	所在地	電話	生徒数
1	千葉経済大学附属高等学校	稲毛区轟町 4-3-30	(251)7221	1,410
2	敬愛学園高等学校	稲毛区穴川 1-521	(251)6361	1,315
3	千葉明德高等学校	中央区南生実町 1412	(265)1612	1,048
4	植草学園文化女子高等学校	中央区弁天 2-8-9	(252)3551	626
5	千葉聖心高等学校	中央区道場北 1-17-6	(225)4151	236
6	昭和学院秀英高等学校	美浜区若葉 1-2	(272)2481	757
7	渋谷教育学園幕張高等学校	美浜区若葉 1-3	(271)1221	1,040
8	明聖高等学校(通信制)	中央区本千葉町 10-23	(225)5622	920
9	桜林高等学校	若葉区桜木町 114-21	(233)8081	348
計	9校			7,700

【中学校】

整理番号	学校名	所在地	電話	生徒数
1	昭和学院秀英中学校	美浜区若葉 1-2	(272)2481	487
2	渋谷教育学園幕張中学校	美浜区若葉 1-3	(271)1221	854
計	2校			1,341

(6) 幼稚園(平成 18 年 5 月 1 日現在)

整理番号	幼稚園名	所在地	電話	幼児数
1	恙(こひつじ)	中央区東本町 5-1	(227)6368	69
2	結城	中央区港町 7-19	(222)2259	74
3	聖マリア	中央区汐見丘町 11-11	(243)0981	77
4	翠	中央区春日 2-12-10	(241)2913	82
5	双葉	中央区新田町 5-8	(242)4933	54
6	稲毛すみれ	稲毛区稲毛東 1-14-13	(242)6116	180
7	登戸	中央区新千葉 3-14-18	(241)3512	100
8	ひまわり	中央区松ヶ丘町 611	(261)2719	175
9	千葉文化	若葉区桜木 4-16-38	(231)0304	131
10	弥生	稲毛区穴川 1-4-6	(253)5311	195
11	青い鳥	花見川区検見川町 1-48	(271)3175	68
12	愛隣	稲毛区轟町 5-2-12	(251)6395	108
13	はまの	中央区浜野町 1252	(261)0725	256
14	穴川花園	稲毛区穴川 375	(251)3514	241
15	松ヶ丘	中央区仁戸名町 552	(265)1815	207
16	大巖寺	中央区大巖寺町 186	(261)5997	154
17	作草部	稲毛区作草部 1-33-24	(251)7541	65
18	大宮	若葉区大宮台 6-10-3	(261)3918	117
19	梅乃園	中央区矢作町 939-6	(222)2003	200
20	白梅	緑区誉田町 2-24	(291)0135	202
21	稲毛	稲毛区稲毛町 5-100-1	(243)4115	228
22	仁戸名	中央区仁戸名町 616	(261)5618	243
23	九重	中央区稲荷町 3-12-6	(261)1418	235
24	小ばと	稲毛区天台 1-7-17	(251)6471	157
25	泉	若葉区小倉台 3-11-1	(231)0802	166

整理番号	幼稚園名	所在地	電話	幼児数
26	こまどり	中央区宮崎町 234-1	(261)3083	344
27	都	中央区都町 1-46-22	(231)7047	170
28	園生	稲毛区園生町 956-6	(252)5415	278
29	みのり	若葉区貝塚町 1200	(231)0652	320
30	白ばら	稲毛区天台 4-7-5	(251)5496	51
31	花園	花見川区花園 1-3-9	(271)7837	118
32	聖母マリア	緑区辺田町 552	(291)1352	241
33	あやめ台	稲毛区園生町 468-1	(253)5301	242
34	さざれ	花見川区幕張町 5-241	(273)8813	317
35	千葉明德短期大学附属	中央区南生実町 1412	(265)1614	289
36	葵	中央区仁戸名町 205	(261)7095	206
37	結城第二	中央区星久喜町 1148	(263)0524	118
38	信徳寺あさひ	花見川区長作町 610	(259)5558	123
39	まこと第二	花見川区花見川 6-18	(259)2602	118
40	花見川	花見川区花見川 4-14-101	(257)9990	118
41	第二ちぐさ	花見川区花見川 8-19	(250)6660	129
42	山田学園千葉	花見川区花見川 1-29	(259)7095	56
43	こざくら	緑区平山町 65-1	(263)0435	220
44	新検見川	花見川区朝日ヶ丘 5-28-61	(271)5000	167
45	ほまれ	緑区誉田町 1-1007	(291)1365	202
46	千葉白菊	美浜区幸町 2-12-8	(241)6600	88
47	土岐	稲毛区緑町 1-5-17	(242)2561	65
48	古川あいりす	美浜区幸町 2-9-3	(247)3921	151
49	千葉さざなみ	美浜区高洲 1-1-20	(242)0226	120
50	千葉経済大学なでしこ	美浜区幸町 2-17-3	(242)0227	32
51	のぞみ	若葉区千城台西 1-31-1	(237)1394	55
52	こてはし台	花見川区こてはし台 119-1	(257)2111	220
53	青い鳥第二	花見川区さつきが丘 2-13	(259)3788	76
54	千城台南	若葉区千城台南 2-8-4	(237)0552	83
55	へいわ	若葉区千城台東 1-6-2	(237)0551	92
56	植草幼児教育専門学校附属	中央区弁天 2-7-1	(290)1789	95
57	子鹿	美浜区幸町 1-5-1	(242)8741	197
58	高洲	美浜区高洲 3-3-12	(278)1910	158
59	千葉女子専門学校附属	美浜区高洲 2-3-24	(245)0626	102
60	千葉敬愛短期大学附属	美浜区高洲 2-2-16	(242)8746	246
61	さつきが丘	花見川区さつきが丘 1-33-1	(250)6383	86
62	まこと第三	花見川区こてはし台 6-21-1	(257)6017	190
63	暁	花見川区西小中台 2-1	(271)1950	399
64	真砂	美浜区真砂 1-9	(278)3310	266
65	土気中央	緑区土気町 1630-7	(294)3267	321
66	千葉しらゆり	花見川区作新台 8-7-3	(259)4214	381
67	千城東	若葉区千城台東 3-14-13	(237)9356	65
68	加曽利	若葉区加曽利町 953-3	(231)3065	375
69	こざくら第二	美浜区真砂 4-17-2	(278)2578	284
70	ひばり	美浜区真砂 5-24-1	(278)0912	240
71	真砂第一	美浜区真砂 2-17-82	(278)0011	297

整理番号	幼稚園名	所在地	電話	幼児数
72	真砂白百合	美浜区真砂 3-14-2	(278)0023	183
73	高浜	美浜区高浜 1-8-2	(246)7090	264
74	やまびこ	若葉区高根町 898-2	(228)3320	135
75	あやめ台第二	稲毛区柏台 1-25	(255)7211	150
76	若松台	若葉区若松町 401	(232)5177	361
77	山百合	中央区都町 1177-1	(231)3600	103
78	植草幼児教育専門学校附属第二	美浜区高洲 1-17-8	(277)2361	194
79	みつわ台	若葉区みつわ台 4-23-5	(251)3331	265
80	千葉聖心	若葉区みつわ台 3-6	(255)3606	215
81	芳野学園附属	美浜区幕張西 3-2-9	(272)8500	176
82	小中台	稲毛区小中台 8-20-1	(255)3627	385
83	鏡戸	緑区大木戸町 428-1	(294)5611	323
84	山王	稲毛区山王町 153-2	(423)3331	272
85	スガハラ	花見川区武石町 2-1017	(273)3328	49
86	都賀の台	若葉区都賀の台 4-26-15	(256)1981	145
87	なかよし	美浜区高浜 4-9-1	(277)4155	17
88	まこと東	若葉区みつわ台 2-22-3	(255)9696	41
89	磯辺白百合	美浜区磯辺 4-14-1	(277)2525	250
90	城徳学園いそべ	美浜区磯辺 7-16-1	(277)3113	214
91	院内	中央区祐光 1-9-5	(222)7775	170
92	めぐみ	美浜区高浜 3-2-1	(278)3502	202
93	おゆみの	緑区おゆみ野 4-30	(291)6210	99
94	花水木	緑区おゆみ野中央 6-13-1	(291)0880	310
95	あすみ中央	緑区あすみが丘 6-23-2	(295)2443	180
計	95 園			16,998

(7) 保育所(園)(平成18年10月1日現在)

整理番号	保育所(園)名	所在地	電話	児童数
1	亥鼻保育所	中央区亥鼻 2-5-6	222-2082	159
2	大森保育所	中央区大森町 268	263-0266	111
3	生実保育所	中央区生実町 1940-1	261-3719	177
4	川戸保育所	中央区川戸町 424-1	265-0570	93
5	寒川保育所	中央区寒川町 2-119	261-1620	55
6	白旗保育所	中央区白旗 2-6-11	261-2916	158
7	新宿保育所	中央区新宿 2-15-2	241-8574	138
8	神明保育所	中央区神明町 27-6	242-7349	129
9	蘇我保育所	中央区蘇我町 1-485-1	263-4902	81
10	浜野保育所	中央区浜野町 1346-5	265-4165	126
11	弁天保育所	中央区弁天 3-8-10	254-4472	98
12	星久喜保育所	中央区星久喜町 1063-6	261-0022	105
13	都保育所	中央区都町 2-26-5	231-4846	136
14	今井保育園	中央区今井 2-12-7	261-5627	140
15	院内保育園	中央区院内 2-5-6	222-7234	102
16	慈光保育園	中央区大巖寺町 180-1	263-7965	74
17	千葉寺保育園	中央区末広 4-17-3	264-7952	164
18	松ヶ丘保育園	中央区松ヶ丘町 563-1	265-7568	99

整理番号	保育所(園)名	所在地	電話	児童数
19	こてはし台保育所	花見川区こてはし台 5-12	257-4512	164
20	さつきが丘第一保育所	花見川区さつきが丘 2-32-1	259-7567	155
21	さつきが丘第二保育所	花見川区さつきが丘 1-32-1	250-7121	98
22	長作保育所	花見川区長作町 739-3	259-6541	76
23	西小中台保育所	花見川区西小中台 5-20	271-1955	117
24	花見川第一保育所	花見川区花見川 3-23-101	259-1280	126
25	花見川第二保育所	花見川区花見川 2-41-101	259-5364	155
26	花見川第三保育所	花見川区花見川 4-2	259-3542	112
27	幕張第一保育所	花見川区幕張町 5-474	273-8763	96
28	幕張第二保育所	花見川区幕張町 6-101	273-7118	142
29	幕張第三保育所	花見川区幕張町 3-7730-5	272-5490	169
30	ちどり保育園	花見川区検見川町 3-331-4	271-7828	122
31	みどり学園付属保育園	花見川区幕張町 2-972	272-3610	107
32	あやめ台第一保育所	稲毛区あやめ台 1-15-101	252-5756	115
33	あやめ台第二保育所	稲毛区あやめ台 3-19	254-6130	68
34	黒砂保育所	稲毛区黒砂 2-4-24	246-1161	94
35	小中台保育所	稲毛区小仲台 9-30-2	252-0608	99
36	小深保育所	稲毛区小深町 261-7	423-0062	87
37	園生保育所	稲毛区園生町 1325-1	252-2818	133
38	千草台保育所	稲毛区千草台 1-1-27	251-6307	131
39	天台保育所	稲毛区天台 1-10-6	253-1442	94
40	轟保育所	稲毛区轟町 1-12-13	251-5105	172
41	長沼原保育所	稲毛区長沼原町 242-2	259-2848	71
42	緑町保育所	稲毛区緑町 2-22-1	241-0837	86
43	宮野木保育所	稲毛区園生町 238-56	255-4661	164
44	稲毛保育園	稲毛区小仲台 2-10-1	251-8196	134
45	作草部保育園	稲毛区作草部町 698-3	256-1753	112
46	山王保育園	稲毛区山王町 153-16	304-1188	47
47	チャイルドガーデン保育園	稲毛区小仲台 8-4-6	206-8600	92
48	南小中台保育園	稲毛区小仲台 8-21-1	256-1330	108
49	大宮台保育所	若葉区大宮台 7-8-2	263-4284	79
50	小倉台保育所	若葉区小倉台 4-18-2	231-2183	66
51	坂月保育所	若葉区坂月町 275-7	231-4780	70
52	桜木保育所	若葉区桜木町 1-40-1	232-1633	151
53	更科保育所	若葉区更科町 2073-27	239-0571	23
54	多部田保育所	若葉区多部田町 754-39	228-4660	52
55	千城台西保育所	若葉区千城台西 3-8-1	237-1688	115
56	千城台東第一保育所	若葉区千城台東 2-8-1	237-1402	177
57	千城台東第二保育所	若葉区千城台東 4-33-1	236-0431	112
58	都賀の台保育所	若葉区都賀の台 3-6-1	256-1956	135
59	野呂保育所	若葉区野呂町 622	228-0203	29
60	旭ヶ丘保育園	若葉区都賀 1-20-23	231-5047	139
61	すずらん保育園	若葉区若松町 2106-3	231-0380	110
62	たいよう保育園	若葉区みつわ台 3-12-1	255-3626	106
63	みつわ台保育園	若葉区みつわ台 5-8-8	255-7041	146
64	若竹保育園	若葉区若松町 331	231-2114	162

整理番号	保育所（園）名	所在地	電話	児童数
65	平山保育所	緑区平山町 138	291-1376	127
66	誉田保育所	緑区誉田町 2-298	291-0575	154
67	おゆみ野保育園	緑区おゆみ野 2-7	291-8877	107
68	ナーセリー鏡戸	緑区あすみが丘 4-21-1	295-3686	127
69	ふたば保育園	緑区刈田子町 308-10	300-2211	110
70	明德土気保育園	緑区土気町 1626-5	294-0110	118
71	明和輝保育園	緑区おゆみ野中央 7-30	293-3900	107
72	わかさ保育園	緑区大椎町 1199-2	294-5476	116
73	磯辺保育所	美浜区磯辺 1-3-1	277-3661	92
74	稲毛海岸保育所	美浜区稲毛海岸 5-6-1	241-5620	151
75	幸第一保育所	美浜区幸町 2-12-9	241-0825	215
76	幸第三保育所	美浜区幸町 1-17-6	247-7346	127
77	高洲第一保育所	美浜区高洲 2-2-21	242-8944	134
78	高洲第二保育所	美浜区高洲 2-3-19	245-0631	86
79	高洲第三保育所	美浜区高洲 3-2-14	278-3390	151
80	高浜第一保育所	美浜区高浜 1-4-3	246-1955	87
81	真砂第一保育所	美浜区真砂 2-22-13	277-5918	101
82	真砂第二保育所	美浜区真砂 5-19-1	277-5919	127
83	真砂第三保育所	美浜区真砂 5-44-1	278-3993	135
84	打瀬保育園	美浜区打瀬 1-3-5	273-6631	112
85	チューリップ保育園	美浜区真砂 3-15-14	279-4863	130
86	なぎさ保育園	美浜区高浜 4-4-1	277-3466	104
87	幕張海浜保育園	美浜区幕張西 2-7-2	273-2266	140
88	まどか保育園	美浜区高洲 1-15-2	277-2551	96
89	もみじ保育園	美浜区磯辺 5-14-5	277-5355	136
90	若梅保育園	美浜区高洲 4-5-9	278-0260	126
計	90 か所			10,479

12) その他関係機関

名称	郵便番号	所在地	電話	FAX
国立感染症研究所	162-8640	東京都新宿区戸山 1-23-1	03-5285-1111	03-5285-1150
財団法人日本中毒センター	305-0005	茨城県つくば市天久保 1-2 つくば総合健診センター内	029-856-3566	029-856-3533
千葉県衛生研究所	260-8715	千葉市中央区仁戸名町 666-2	043-266-6723	043-265-5544

4. 避難、救援等に関する資料

1) 生活関連等施設

県国民保護計画資料編より

施行令		施設の種類	市内施設数
27条1号	電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号の電気事業者又は同項第12号の卸供給事業者がその事業の用に供する発電所(最大出力5万キロワット以上のものに限る。)又は変電所(使用電圧10万ボルト以上のものに限る。)	発電所(千葉火力発電所ほか)	2
		変電所	6
27条2号	ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第13項のガス工作物(同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第3項の簡易ガス事業の用に供するものを除く。)	ガス発生設備・ガス精製設備	-
		ガスホルダー	1
27条3号	水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項の水道事業又は同条第4項の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であって、これらの事業のため1日につき10万立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの	取水施設	-
		貯水施設	-
		浄水施設(県水柏井浄水場)	1
		配水池	-
27条4号	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項の鉄道施設又は軌道法(大正10年法律第76号)による軌道施設であって、鉄道又は軌道を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するもののうち、当該施設の1日当たりの平均的な利用者の人数が10万人以上であるもの	鉄道施設・軌道施設	2
27条5号	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号の電気通信事業者(同法第9条の登録を受けた者に限る。)がその事業の用に供する交換設備(同法第33条第1項の利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数が3万に満たないもの及び同項の移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数が3万に満たないものを除く。)	電気通信事業者がその事業のように供する交換設備	10
27条6号	日本放送協会又は放送法(昭和25年法律第132号)第2条第3号の3の1一般放送事業者(同条第3号の4の受託放送事業者及び同条第3号の5の委託放送事業者を除く。)が同条第1号の2の国内放送を行う放送局(同条第3号の放送局をいい、人工衛星の無線局であるものを除く。以下この号において同じ。)であって、同法第2条の2第2項第3号に規定する放送系において他の放送局から放送(同法第2条第1号の放送をいう。以下この号において同じ。)をされる同法第2条第4号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再送信する放送を主として行うもの以外のものの無線設備	国内放送を行う放送局の無線設備	-
27条7号	港湾法(昭和25年法律第218号)第52条第1項第1号の国土交通省令で定める水域施設又は係留施設	水域施設・係留施設(千葉港)	1
27条8号	空港整備法(昭和31年法律第80号)第2条第1項の空港の同法第6条第1項の滑走路等及び当該空港の敷地内の旅客ターミナル施設並びに当該空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法(昭和27年法律第231号)第2条第4項の航空保安施設	航空保安施設	-
27条9号	河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)第2章の規定の適用を受けるダム		-

施行令		施設の種類	市内施設数
27条10号	法第103条第1項の危険物質等の取扱所		
28条1号	消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項の危険物(同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)	危険物の取扱所	59
28条2号	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)	毒物劇物営業者の取扱所	21
		特定毒物研究者の取扱所	15
		毒物劇物を業務上取り扱う者の取扱所	2
28条3号	火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項の火薬類	火薬類の製造所(煙火等を除く。)	-
		火薬類の製造所(煙火)	-
		火薬庫	-
28条4号	高压ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条の高压ガス(同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。)	高压ガスの製造施設(第一種製造者)	-
		高压ガスの貯蔵設備(第一種貯蔵所)	-
28条5号	原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第2号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第64条第1項に規定する事業者等並びに当該事業者等から運搬を委託された者及び同法第60条第1項に規定する受託貯蔵者が所持するものに限る。)	核燃料物質使用施設	2
28条6号	原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第1項第3号に規定する核原料物質を除く。)	核原料物質使用施設	-
28条7号	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第2条第2項に規定する放射性同位元素及びこれによって汚染された物(同法第32条に規定する許可届出使用者等が所持するものに限る。)	放射性同位元素使用事業者の取扱所、表示付認証機器使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者の取扱所	40
28条8号	薬事法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬(同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)	薬局	-
		一般販売業の店舗	-
		毒薬劇薬の製造業者等	-
28条9号	電気事業法第38条第3項の事業用電気工作物(発電用のものに限る。)内における高压ガス保安法第2条の高压ガス(当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。)	LNGタンク	-
		発電機冷却用水素ポンペ	3
		脱硝用アンモニアタンク	1
28条10号	細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和57年法律第61号)第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素(業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。)	生物剤・毒素の取扱所(文部科学省所管)	-
		生物剤・毒素の取扱所(厚生労働省所管)	-
		生物剤・毒素の取扱所(農林水産省所管)	-
28条11号	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)第2条第1項の毒性物質(同法第7条第1項の許可製造者、同法第12条の許可使用者、同法第15条第1項第2号の承認輸入者及び同法第18条第2項の廃棄義務者並びに同法第24条第1項から第3項まで(同法第26条及び第27条において準用する場合を含む。)	毒性物質の取扱所	-

施行令...武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令

法...武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

2) 危険物質等に関し市長が命ずることのできる措置

【法第 103 条第 3 項、施行令第 29 条ほか】

措置の対象となる物質		市長が命ずることのできる措置
種類	区分	
消防法第 2 条第 7 項の危険物(同法第 9 条の 4 の指定数量以上のものに限る。) 【施行令第 28 条第 1 号】	消防法第 11 条第 1 項第 1 号の消防本部等所在市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの	取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限【消防法第 12 条の 3】
		製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限 【施行令第 29 条、法第 103 条第 3 項第 2 号】
		所在場所の変更又はその廃棄 【施行令第 29 条、法第 103 条第 3 項第 3 号】

備考	この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第 2 条第 7 号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。
----	---

(参考) 施行令第 28 条第 1 号に定める物質の取扱所等における安全確保の留意点
 (「国民の保護に関する基本指針」に基づき、総務省において平成 17 年に策定)

施設の種類	危険物の取扱所等(製造所、貯蔵所及び取扱所)		施行令第 27 条 10 号 第 28 条 1 号
<p>【施設の特性】</p> <p>(1)危険物の規制に関する政令第 8 条の 2 の 3 第 3 項の特定屋外タンク貯蔵所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設が大規模かつ屋外に設置されているため、武力攻撃等の内容によっては防御措置を講ずることが難しい場合がある。また、火災等が生じた際の影響が大きい。 ・石油等の燃料を備蓄している例が多く、国民生活に多大な影響を与える恐れがある。 <p>(2)消防法第 12 条の 7 に基づき危険物保安統括管理者を定めなければならない事業所の指定施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大量の危険物を取り扱う施設である。 <p>(3)その他((1)、(2)を除く)の危険物施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災危険性が高い物品を貯蔵し、又は取り扱っている。 			
<p>【安全確保の留意点】</p>			
(1) 平素からの備え	<p style="text-align: center;">都道府県知事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設への入構管理に当たっては、身分確認、携行品の確認等により不審者の侵入に注意するよう管理者へ要請すること。 ・都道府県警察、海上保安庁、消防本部との緊密な連絡体制を確保すること。 ・避難経路の確認を行うよう管理者へ要請すること。 ・武力攻撃事態等が生じた際にとるべき措置(施設の運転緊急停止等)が的確に講じられるよう管理者へ要請すること。 ・市町の担当部局との連絡体制を整備し、武力攻撃事態等に際して、県内に所在する危険物施設について円滑に把握できる体制をとること。 	<p style="text-align: center;">事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設への入構管理に当たっては、身分確認、携行品の確認等により、不審者の侵入に注意すること。 ・都道府県警察、海上保安庁、消防本部との緊密な連絡体制を確保すること。 ・避難経路の確認を行うこと。 ・武力攻撃事態等が生じた際にとるべき措置(施設の運転緊急停止等)が的確に講じられるよう確認し、従業員へ周知すること。 	

	都道府県知事	事業者
(2) 武力攻撃事態等における留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・特に、(1)及び(2)の施設については危険性の高さに鑑み、留意点の周知の徹底を図る。 ・都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化するよう、管理者へ要請すること。 ・都道府県公安委員会又は海上保安部長等に対し、速やかに立ち入り制限区域の指定を要請すること。 ・消防法第 12 条の 3 にもとづき、危険物施設の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限を検討すること(市町長が設置の許可を行った施設については、市町長へ要請を行う)。 ・国民保護法第 103 条第 3 項第 2 号にもとづき、危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動又は消費の一時禁止又は制限を検討すること(市町長が設置の許可を行った施設については、市町長へ要請を行う)。 ・消防法第 16 条の 3 第 3 項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を命ずることを検討すること(市町長が設置の許可を行った施設については、市町長へ要請を行う)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化すること。 ・消防法第 16 条の 3 第 1 項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を講ずること。

施設の把握方法について

先般実施した「国民保護法の適正な施行に係る危険物の施設の把握のための調査」(消防危第 82 号)では、特に危険性の高い施設を把握するため、危険物の規制に関する政令第 8 条の 2 の 3 第 3 項の特定屋外タンク貯蔵所及び消防法第 12 条の 7 に基づき危険物保安統括管理者を定めなければならない事業所が有する指定施設のみを対象としました。

調査の対象から除外された危険物施設につきましても、武力攻撃事態等にあたって円滑な対応を行えるよう、市町との連絡体制を整備していただくようご留意お願いいたします。

危険物の規制に関する政令第 8 条の 2 の 3 第 3 項の特定屋外タンク貯蔵所

- ・市町長の許可により設置された施設(消防法第 11 条第 1 項第 1 号及び第 3 号)の把握は、先般実施した「国民保護法の適正な施行に係る危険物の施設の把握のための調査」(消防危第 82 号)による。

消防法第 12 条の 7 に基づき危険物保安統括管理者を定めなければならない事業所の指定施設

- ・市町長が設置の許可を行った施設(消防法第 11 条第 1 項第 1 号及び第 3 号)についての把握は、先般実施した「国民保護法の適正な施行に係る危険物の施設の把握のための調査」(消防危第 82 号)による。
- ・都道府県知事の許可により設置された施設(消防法第 11 条第 1 項第 2 号及び第 4 号)の把握は、各都道府県が有するデータによる。

その他の危険物施設

- ・総務大臣の許可により設置された施設(消防法第 11 条第 1 項第 4 号)については、後日消防庁より情報提供する。
- ・都道府県知事の許可により設置された施設(消防法第 11 条第 1 項第 2 号及び第 4 号)の把握は、各都道府県が有するデータによる。

3) 自主防災組織結成状況

自主防災組織結成状況

平成 18 年 6 月 30 日現在

区分	全世帯数	組織数 (組織)	加入世帯数 (世帯)	組織率
中 央	81,966	182	52,362	63.9%
花見川	74,526	130	48,065	64.5%
稲 毛	62,761	141	43,399	69.1%
若 葉	58,891	138	36,158	61.4%
緑	39,465	67	17,903	45.4%
美 浜	58,881	140	43,976	74.7%
全 市	376,490	798	241,863	64.2%

全世帯数データは平成 18 年 4 月 1 日現在

4) 消防機関の装備資機材

消防署等の車両等配置表

平成 18 年 4 月 1 日現在

	消防局	中央 消防署	花見川 消防署	稲毛 消防署	若葉 消防署	緑 消防署	美浜 消防署	椎名待 機宿舎	合計
水槽付消防ポンプ自動車	1	5	4	2	7	5	3		27
消防ポンプ自動車		5	4	2	6	4	3	1	25
ミニ消防ポンプ自動車		1	1	1	1	1	1		6
化学消防ポンプ自動車		4	1		1		2		8
大型高所放水車							1		1
大型化学消防車							1		1
泡原液搬送車							2		2
梯子付消防自動車		2	1	1	2	1	3		10
屈折梯子付消防自動車			1						1
救助工作車		1			1	1	1		4
高発泡排煙車		1							1
照明電源車			1	1		1			3
呼吸器充填車		1							1
ヘリコプター	2								2
ヘリコプター用電源車	1								1
ヘリコプター用牽引車	1								1
消防艇		1							1
給食車	1								1
救急自動車		1	1	1	1	1	1		6
高規格救急車		6	4	2	6	4	3		25
査察車	5	1							6
査察防火指導車		1	1	1	1	1	1		6
司令車	1								1
指揮統制車	1	1	1	1	1	1	1		7
指揮車	4	1	1	1	1	1	1		10
支援車	1								1
消防トレーラ		1				1			2
火災原因調査車	1								1
広報車	1								1
中型輸送車	2								2
大型輸送車	1								1
ヘリポート用除雪車	1								1
フォークリフト		1							1
特殊災害対応車				1					1
その他	18	3	2	2	2	2	2		31
合計	42	37	23	16	30	24	26	1	199

消防団機械配備状況

平成 18 年 4 月 1 日現在

分団名	団員数 (人)	種 別		受持区域
		小型ポンプ 積載車	小型動力 ポンプ	
本部	12		5	
第 1 分団	40	3		中央区富士見 1 丁目 他 19 町
第 2 分団	45	2	3	中央区中央 1 丁目 他 24 町
第 3 分団	42	1	1	中央区今井 1 丁目 他 23 町
第 4 分団	42	3	1	花見川区幕張町 1 丁目 他 17 町
第 5 分団	43	2		花見川区犢橋町 他 5 町
第 6 分団	52	2	2	花見川区柏井町 他 6 町
第 7 分団	44	2	1	稲毛区穴川 1 丁目 他 17 町
第 8 分団	28	1	1	稲毛区天台 1 丁目 他 10 町
第 9 分団	31	1	1	若葉区都賀 1 丁目 他 14 町
第 10 分団	22	1	1	若葉区大宮台 1 丁目 他 7 町
第 11 分団	60	4	1	若葉区中野町 他 2 町
第 12 分団	41	2	2	若葉区高根町 他 11 町
第 13 分団	34	1	3	若葉区古泉町 他 5 町
第 14 分団	44	4		若葉区大井戸町 他 7 町
第 15 分団	22		2	緑区大金沢町 他 19 町
第 16 分団	33	3		緑区土気町 他 7 町
第 17 分団	43	4		緑区板倉町 他 5 町
第 18 分団	66	1		美浜区全域
合計	744	37	24	

消防署等の N B C 災害対策用資機材保有状況

種別	陽圧式化学防護服	化学防護服用機密検査器	放射能防護服	放射能測定器	放射能線量計	有毒ガス測定器	化学防護服	防毒マスク	防毒衣(救急隊)	耐熱服	可燃性ガス測定器	生物剤検知紙・化学剤検知紙	携帯型生物剤検出装置	検知管式有毒ガス検知器	携帯型化学剤検知機	除染シャワー一式	除染散布器	空気呼吸器
合計	82	10	22	25	34	7	47	129	72	26	29	2	2	6	2	4	8	335

5) 火葬場、墓地（公営）

千葉県及び隣接市町のもの

火葬場設置状況一覧表

平成 18 年 6 月現在

火葬場名称	所在地	電話番号	FAX 番号	経営者・管理者・担当課
千葉県斎場	千葉県緑区平山町 1762-2	043-293-4000	043-293-4003	千葉県生活衛生課
				指定管理者 富士建設工業(株)
さくら斎場	佐倉市大蛇町 790-4	043-484-0846	043-486-2304	佐倉市、四街道市、 酒々井町葬祭組合
山武郡市広域斎場	東金市堀上 1357	0475-55-6360	0475-55-3452	山武郡市広域行政組合
いちはら聖苑	市原市今富 1088-8	0436-36-3389	0436-36-7513	市原市福祉衛生課 ケアパーク管理所

公営墓地

平成 18 年 10 月現在

市名	名称	所在地	電話番号
千葉県	桜木霊園	千葉県若葉区桜木 1-38-1	043-231-0110
	平和公園	千葉県若葉区多部田町 1492-2	043-228-2057
習志野市	習志野市海浜霊園	習志野市芝園 3-1-1	047-451-1151
四街道市	四街道市営霊園	四街道市内黒田 1010	043-421-2111
市原市	市原市能満墓園	市原市能満 1576-1	0436-22-1111
	市原市海保墓園	市原市海保 824	

5. 様式

1) 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（安否情報省令）に定める様式

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者からの照会があれば、～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は で囲んでください。	回答を希望しない
知人からの照会があれば、～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は で囲んでください。	回答を希望しない
～を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか で囲んでください。	同意する 同意しない
備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報保護に十分留意しつつ、上記～の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時、場所及び状況	
遺体が安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第4号(第3条関係)

安否情報照会書

年 月 日

総務大臣
(都道府県知事) 様
(市町村長)

申請者
住所(居所) _____
氏名 _____

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由 (を付けてください。の場合、理由を記入願います。)	被照会者の親族又は同居者であるため。 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 その他 ()	
備考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しないものに限る。)	
	その他個人を識別するための情報	
申請者の確認		
備考		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 印の欄には記入しないでください。

様式第5号(第4条関係)

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日

様

総務大臣
(都道府県知事)
(市町村長)

年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。

被難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しないものに限る。)	
	その他個人を識別 するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入願います。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入願います。

2) 千葉県国民保護計画に定める被災情報の報告様式

年 月 日に発生した による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
千葉市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1)発生日時 平成 年 月 日

(2)発生場所 千葉市 区 A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

区・町丁名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

可能な場合、死者について、死亡地、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

区・町丁名	年月日	性別	年齢	概況

3) 火災・災害等即報要領に定める報告様式

第1号様式(火災)

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年月日時分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分)		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)	人	死者の生じた理由			
	負傷者	重症 人 中等症 人 軽症 人				
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 } 半焼棟 } 計 棟 部分焼棟 ぼや棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²	
				建物焼損表面積	m ²	
				林野焼損面積	a	
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他	台	人			
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注)第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第 2 号様式 (特定の事故)

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()						
発生場所							
事業所名	特別防災区域		〔レイアウト第一種、第一種 第二種、その他〕				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分		発見日時				
	(月 日 時 分)		鎮火日時 (処理完了)				
消防覚知方法	気象状況						
物質の区分	1危険物 2指定可燃物 3高压ガス 4可燃性ガス		物質名				
	5毒劇物 6RI等 7その他 ()						
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス 4 その他 ()						
施設の概要	危険物施設の 区分						
事故の概要							
死傷者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等		人 (人)			
		重症		人 (人)			
		中等症		人 (人)			
		軽症		人 (人)			
消防防災活動状況及び 緊急・救助活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		出場機関	出場人員	出場資機材		
			事業所	自衛防災組織	人		
				共済防災組織	人		
				その他	人		
			消防本部(署)		台	人	
			消防団		台	人	
			海上保安庁		人		
			自衛隊		人		
その他		人					
災害対策本部等の設置状況							
その他の参考事項							

(注)第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第 3 号様式 (救急・救助事故等)

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者 (性別・年齢)	負傷者等 人 (人)	
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
不明	人		
救助活動の要否			
要救護者数 (見込)		救助人員	
消防・救護・ 救助 活動状況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第 4 号様式 (その 1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破壊	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

火災・災害時即報要領第4号様式(その2)

(被害状況即報)

都道府県			区分			被害			
災害名 ・ 報告番号	災害名		第	報		田	流失・埋没	ha	
	第			報			冠水	ha	
報告者名	(月日時現在)		畑			流失・埋没	ha		
						冠水	ha		
			文教施設			箇所			
			病院			箇所			
区分			被害			道路			
人的被害	死者		人				橋りょう		
	行方不明者		人				河川		
	負傷者	重傷	人				港湾		
		軽傷	人				砂防		
住家被害	全壊		棟				清掃施設		
			世帯				崖くずれ		
			人				鉄道不通		
	半壊		棟				被害船舶		
			世帯				水道		
			人				電話		
	一部破損		棟				電気		
			世帯				ガス		
			人				ブロック塀等		
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
床下浸水		棟				り災世帯数			
		世帯				り災者数			
		人							
非住家	公共建物		棟				火災発生		
	その他		棟				建物		
							危険物		
						その他			

区分		被害	災害対策本部等の設置状況	都道府県			
公立文教施設	千円						
農林水産業施設	千円						
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小計	千円						
公共施設被害市町村数		団体		市町村			
その他	農業被害	千円					
	林業被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
				適用市町村	計		団体
その他	千円						
被害総額		千円			消防団員出動延人数	人	
備考	被害発生場所						
	被害発生年月日						
	被害の種類概況						
	応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 						

被害額は省略することができるものとする。

6. 条例、要綱等（市が定めたもの）

1) 千葉市国民保護協議会条例

（平成 17 年 12 月 16 日千葉市条例第 80 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 40 条第 8 項の規定に基づき、千葉市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員及び専門委員）

第 2 条 協議会の委員の定数は、50 人以内とする。

2 専門委員は、その者の任命に係る専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長の職務代理）

第 3 条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第 5 条 協議会に幹事を置き、その定数は、50 人以内とする。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（部会）

第 6 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2) 千葉県国民保護対策本部及び千葉県緊急対処事態対策本部条例

(平成17年12月16日千葉県条例第79号)

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、千葉県国民保護対策本部及び千葉県緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 千葉県国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、千葉県国民保護対策本部(以下この条から第4条まで及び第6条において「対策本部」という。)の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長(以下この条及び第5条において「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員(以下この条、第4条及び第5条において「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(次項において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他本市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 現地対策本部に、現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長(対策本部が設置されていないときは、市長)が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、千葉県緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3) 千葉市国民保護協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市国民保護協議会条例(平成17年千葉市条例第80号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、千葉市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の議事その他協議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 協議会の会議(以下「会議」という。)の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(委員の権限の委任)

第3条 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、当該委員と同一の機関又は組織に属する者で、あらかじめ委員が指名する者にその権限を委任することができる。

(異動の報告)

第4条 委員又は幹事に異動があったときは、その後任者は、直ちに職名、氏名、異動年月日を会長に報告しなければならない。

(会議録)

第5条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他必要な事項

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、市民局市民部総合防災課に置く。

(委任)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、そのつど会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月26日から施行する。

4) 千葉市国民保護協議会の構成

会長:千葉市長 鶴岡 啓一

平成 18 年 10 月 17 日現在

委員			幹事
国民保護法第 40 条第 4 項の区分	所属機関	職名	職名
1号委員 【指定地方行政機関の職員】	関東地方整備局	千葉国道事務所長	千葉国道事務所管理第二課長
	第三管区海上保安本部	千葉海上保安部長	千葉海上保安部警備救難課長
2号委員 【自衛隊に所属する者】	陸上自衛隊	高射学校長	高射学校企画室計画班長
3号委員 【千葉県の職員】	千葉県	危機管理監	総務部消防地震防災課国民保護計画室長
	千葉県水道局	千葉水道事務所長	施設管理課長
	千葉県警察	千葉市警察部長	千葉市警察部総務課長
4号委員 【助役】	千葉市	助役	市民部長
		助役	
5号委員 【教育長及び消防長】	千葉市教育委員会	教育長	教育総務部総務課長
	千葉市消防局	消防長	総務課長
6号委員 【市の職員】	千葉市	収入役	会計室長
		総務局長	総務課長
		市民局長	市民総務課長
		保健福祉局長	保健福祉総務課長
		都市局長	都市総務課長
		建設局長	建設総務課長
		水道局長	水道総務課長
7号委員 【指定公共機関】 【指定地方公共機関】	独立行政法人放射線医学総合研究所	緊急被ばく医療研究センター長	放射線防護・安全部長
	日本赤十字社	千葉県支部事務局長	千葉県支部救護福祉課長
	日本放送協会	千葉放送局長	千葉放送局放送部長
	東日本高速道路株式会社	関東支社千葉管理事務所長	関東支社千葉管理事務所工務担当課長
	成田国際空港株式会社	安全推進部担当部長	安全推進部主席
	東日本電信電話株式会社	千葉支店設備部長	千葉支店災害対策室長
	東京電力株式会社	千葉支社長	千葉支社配電保守グループマネージャー
	東京瓦斯株式会社	千葉支店長	千葉支店総務広報部長
	日本通運株式会社	千葉中央支店長	千葉中央支店営業課長
	東日本旅客鉄道株式会社	千葉駅長	千葉駅副駅長
	京成電鉄株式会社	京成千葉駅長	京成千葉駅助役
	千葉都市モノレール株式会社	取締役運輸事業本部長	運転課長
	社団法人千葉県トラック協会	専務理事	交付金事業部長
	社団法人千葉県バス協会	常務理事	事務局長
	株式会社ベイエフエム	取締役技術局長	技術部長
千葉テレビ放送株式会社	報道制作局長	報道部長	
8号委員 【知識又は経験を有する者】	国立大学法人千葉大学	法経学部教授	-
	社団法人千葉市医師会	理事	事務局長
	社団法人千葉市歯科医師会	副会長	事務局長
	社団法人千葉市薬剤師会	副会長	副会長
	千葉市消防団	団長	副団長
	千葉市町内自治会連絡協議会	会長	副会長
	千草台団地自治会自主防災対策本部	会長	副会長
	千葉市民生委員児童委員協議会	会長	副会長
	千葉市老人福祉施設協議会	会長	監事
	千葉市社会福祉協議会	事務局長	地域福祉課長
	千葉市女性団体連絡会	会長	事務局長

7. 省令、告示等（国が定めたもの）

1) 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（安否情報省令）（様式は別掲）

（平成17年3月28日総務省令第44号）

（最終改正：平成18年3月31日総務省令第50号）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十五条第二項及び第二十六条第四項（これらの規定を同令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

（安否情報の収集方法）

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号。以下「法」という。）第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

（安否情報の報告方法）

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法）第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第三条 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第四号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付さ

れた書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第四条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三十一日総務省令第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(平成16年9月17日厚生労働省告示第343号)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成十六年九月十七日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(救援の程度及び方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。)第十条第一項(令第五十二条において準用する場合を含む。)の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。)第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。

- 2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準(次項において「特別基準」という。)を定める。
- 3 救援を実施する都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長)は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

- イ 避難住民(法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。)又は武力攻撃災害(法第二条第四項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。)により現に被害を受け、若しくは受けおそれのある者(以下「避難住民等」という。)を収容するものであること。
 - ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。
- 八 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日当たり三百円(冬季(十月から三月までの期間をいう。以下同じ。))については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。)を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために

必要な通常の実費を加算することができること。

- 二 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。
 - (1) 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は二百三十八万五千円以内とすること。
 - (2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、一人一日当たり三百円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。
- ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。
- ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。
- ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。
- チ 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法(平成十六年法律第百十号)第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第三百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条及び第七条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二 応急仮設住宅

- イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。
- ロ 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、二百三十八万五千円以内とすること。
- ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

- イ 避難所(長期避難住宅を含む。以下同じ。)に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示(法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。)に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者に対して行うものであること。
- ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千十円以内とすること。

二 飲料水の供給

- イ 避難の指示に基づく避難または武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。
- ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。
- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - イ 被服、寝具及び身の回り品
 - ロ 日用品
 - ハ 炊事用具及び食器
 - ニ 光熱材料
- 三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季(四月から九月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	一万七千三百円	二万二千二百円	三万二千七百円	三万九千百円	四万九千六百円	七千二百円
冬季	二万八千五百円	三万六千八百円	五万四千四百円	六万三百円	七万五千六百円	一万三百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。
- ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マツサーズ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定するあん摩マツサーズ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。))がその業務を行う場所をいう。以下同じ。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

- イ 棺 (附属品を含む。)
- ロ 埋葬又は火葬 (賃金職員等雇上費を含む。)

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人十九万三千円以内、小人十五万四千四百円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれが無くなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十一万円以内とすること。

(学用品の給与)

第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。))の小学部児童を含む。以下同じ、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及。)び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものであること。
- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

- 三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

(2) 高等学校等生徒正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童一人当たり四千百円

(2) 中学校生徒一人当たり四千四百円

(3) 高等学校等生徒一人当たり四千八百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の搜索及び処理)

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千三百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万七千円

以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 飲料水の供給

ロ 医療の提供及び助産

ハ 被災者の捜索及び救出

ニ 死体の捜索及び処理

ホ 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

3) 火災・災害等即報要領（様式は別掲）

（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官）

（最終改正：平成16年9月消防震第66号）

火災・災害等即報要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第22条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

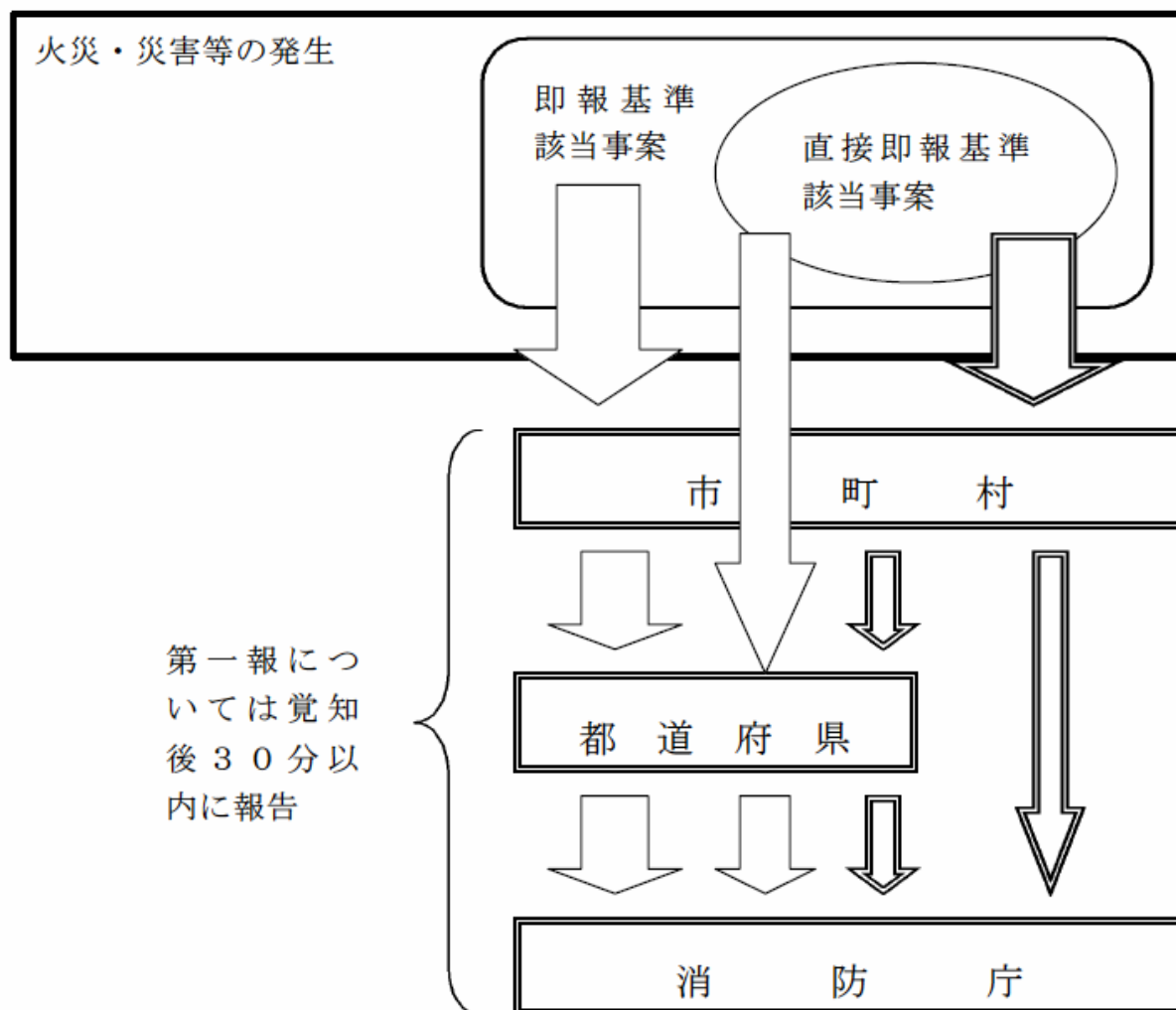
「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（昭和57年12月28日付消防救第53号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。（1）及び(5)において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。
- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内

で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事

故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

(3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

(4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

(5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

1) 死者が3人以上生じたもの

2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- 3) 特定事業所内の火災(1)以外のもの。

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- 1) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの

- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

（例示）

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生

- ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。

- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。)

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策

本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) 罹災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「 （株） 工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を で囲むこと。

- (4) 覚知日時及び発見日時
「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。
- (5) 物質の区分及び物質名
事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。
- (6) 施設の区分
欄中、該当するものの記号を で囲むこと。
- (7) 施設の概要
「 と××を原料とし、触媒を用いて* *製品を作る 製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。
- (8) 事故の概要
事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。
- (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況
防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。
- (10) 災害対策本部等の設置状況
当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。
- (11) その他参考事項
以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。
(例)
・自衛隊の派遣要請、出動状況
- (12) 原子力災害等の場合
ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

< 救急・救助事故等即報 >

3 第3号様式（救急・救助事故等）

- (1) 事故災害種別
「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を で囲むこと。
- (2) 事故等の概要
「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

< 災害即報 >

4 第4号様式

1) 第4号様式 - その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

（ア）風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

（イ）地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

（ウ）雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

（エ）火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式 - その2 (被害状況即報)

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況

- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・災害ボランティアの活動状況

4) 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方
(平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡)

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物(以下「危険動物」という。)等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ(おり)等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組(関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等)を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の

飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3 緊急処理事態における動物の保護等

緊急処理事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

5) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン
(平成17年8月2日赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申し合わせ)

1 目的

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第157条及び第158条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等(国民保護法第157条第1項の特殊信号及び身分証明書並びに同条第2項の赤十字標章等をいう。以下同じ。)及び特殊標章等(国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。)の交付又は使用の許可(以下「交付等」という。)に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・許可権者(指定行政機関の長及び都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市の長。2(1)(ウ)を除く。)において同じ。)をいう。以下2において同じ。)は、次に定める区分に従い、赤十字標章等の交付等を行うものとする。

指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関
- (イ) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の職員(その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。)である医療関係者(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)第18条の医療関係者をいう。以下2において同じ。)
- (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該指定行政機関の長が所管する医療機関である指定公共機関
- (エ) (ア)から(ウ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務(搜索、収容、輸送等)を行う者

都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県知事から国民保護法第85条第1項の医療の実施の要請、同条第2項の医療の実施の指示等を受けて、当該都道府県知事の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者
- (イ) 当該都道府県知事から国民保護法第80条第1項の救援に必要な援助についての協力の要請等を受けて、当該都道府県知事の管理の下で行われる避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関及び医療関係者
- (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該都道府県知事が指定した医療機関である指定地方公共機関
- (エ) (ア)から(ウ)まで及び(ア)から(ウ)までに定める対象者以外の当該都道府県(地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市。(2)(ア)において同じ。))において医療を行う医療機関及び医療関係者

(オ) (ア)から(イ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務(搜索、収容、輸送等)
を行う者

(2) 交付等の手続、方法等

- ・赤十字標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。

(ア) 指定行政機関又は都道府県の職員並びにこれらの者が行う医療のために使用される場所及び車両、船舶、航空機等(以下「場所等」という。)を識別させるための赤十字標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。

(イ) 対象者の委託により医療に係る業務(搜索、収容、輸送等)を行う者(以下(イ)において「受託者」という。)及び受託者が行う医療に係る業務を行う場所等を識別させるための赤十字標章等については、原則として当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請(申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。)を行い、使用の許可を受けるものとする。

(ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の対象者並びに当該対象者が行う医療のために使用される場所等を識別させるための赤十字標章等については、当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請(申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。)を行い、使用の許可を受けるものとする。
- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに白地に赤十字の標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される医療の内容等に応じて定めるものとする。ただし、赤十字標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において医療等を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては赤十字標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、赤十字標章等の交付等をした者に関する台帳(当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。)の作成など交付等した赤十字標章等の管理を行うものとする。
- ・赤十字標章等の交付等を受けた者は、赤十字標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、赤十字標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した赤十字標章等を返納しなければならない。

(3) 赤十字標章等の様式等

赤十字等の標章

- ・我が国関係者については、すべて白地に赤十字の標章を使用するものとする。なお、白地に赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章については、外国から派遣された医療関係者等による使用を想定している。
- ・白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章(以下(3)及び(7)において「赤十字等の標章」という。)は、状況に応じて適当な大きさとする。なお、赤十字、赤新月並びに赤のライオン及び太陽の形状のひな形は図1のとおりである。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤(C M Y K 値 : C-0, M-100, Y-100, K-0、 R G

B 値：#FF0000) を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げるものではない。

[図 1]



- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から（特に空から）識別されることができるよう、可能な限り、平面若しくは旗に又は地形に応じた他の適当な方法によって表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分は、特に赤外線機器による識別を容易にするため、黒色の下塗りの上に塗ることができるものとする。
- ・対象者を識別させるために赤十字等の標章を使用する際は、できる限り赤十字等の標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

特殊信号

- ・対象者が使用することができる特殊信号は、発光信号、無線信号及び電子的な識別とする。
- ・特殊信号の規格等については、1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）（以下「第一追加議定書」という。）附属書I第3章の規定によるものとする。

身分証明書

- ・常時の医療関係者等の身分証明書は、第一追加議定書附属書I第2条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式3のとおりとする。
 - (ア)赤十字等の標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - (イ)できる限り耐久性のあるものであること。
 - (ウ)日本語及び英語で書かれていること。
 - (エ)氏名及び生年月日が記載されていること。
 - (オ)所持者がいかなる資格において1949年8月12日のジュネーブ諸条約（以下単に「ジュネーブ諸条約」という。）及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、
省の職員、救援を行う（医療機関）の職員又は医療関係者、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
 - (カ)所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
 - (キ)許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
 - (ク)身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、

有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う医療等の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。

(ケ)所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O式及びR h式）が記載されていること。

- ・臨時の医療関係者等の身分証明書については、原則として、常時の医療関係者等の身分証明書と同様のものとする。ただし、常時の医療関係者等の身分証明書と同様の身分証明書の交付等を受けることができない場合には、これらの者が臨時の医療関係者等として医療等を行っていることを証明し並びに医療等を行っている期間及び赤十字等の標章を使用する権利を可能な限り記載する証明書であって、許可権者が署名するものを交付等するものとする。この証明書には、所持者の氏名、生年月日及び当該医療関係者等が行う医療等の内容を記載するとともに、所持者の署名を付するものとする。
- ・常時の医療関係者等及び臨時の医療関係者等の区別については、当該医療関係者等が行う医療等の内容、その期間等を勘案し、許可権者が決定することとする。

(4) 赤十字標章等の使用に当たっての留意事項

- ・何人も、武力攻撃事態等において、赤十字標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。

(ア) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、当該赤十字標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

(イ) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、医療を行っていない場合には、赤十字標章等を使用してはならない。

(ウ) 赤十字標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら医療のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

- ・許可権者及び対象者は、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）についての訓練を実施するに当たって、赤十字標章等を使用するよう努めるものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における赤十字標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において赤十字標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。

- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁〕は、許可権者の中で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における赤十字等の標章の使用等

- ・平時においては、(5)に定める場合を除いて、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159号。（7）において「赤十字標章法という。）の規定に基づき、日本赤十字社及び日本赤十字社の許可を受けた者に限って赤十字等の標章を使用することができるものとする。
- ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第9条第1項の対処基本方針が定められる前に日本赤十字社から赤十字等の標章の使用の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、赤十字標章法第3条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、改めて国民保護法に基づく交付等を受けることなく赤十字等の標章を使用することができるものとする。

3 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・許可権者（国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。以下3において同じ。）は、次に定める区分に従い、特殊標章等の交付等を行うものとする。なお、「国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者」とは、国民保護法第70条第1項、第80条第1項、第115条第1項及び第123条第1項に基づいて、許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。

指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
 - (エ) 当該指定行政機関の長が所管する指定公共機関
 - 都道府県知事が交付等を行う対象者
- (ア) 当該都道府県の職員（(ア)及び(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
 - (エ) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関
 - 警視總監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者
- (ア) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該警視總監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該警視總監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助に

ついて協力をする者

市町村長が交付等を行う対象者

(ア) 当該市町村の職員（当該市町村の消防団長及び消防団員を含み、（ア）及び（ア）に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの

(イ) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
消防長が交付等を行う対象者

(ア) 当該消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者

(イ) 当該消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 当該消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
水防管理者が交付等を行う対象者

(ア) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの

(イ) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 交付等の手続、方法等

・特殊標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。

(ア) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民保護措置に係る当該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。

(イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、原則として当該対象者が許可権者に対して交付の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、許可権者が作成して交付するものとする。

(ウ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業務を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護措置に係る業務を行う者を含む。）又は当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、指定公共機関又は指定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。

・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される国民保護措置に係る職務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし、特殊標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職

務、業務又は協力を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊標章等の交付等を行わないものとする。

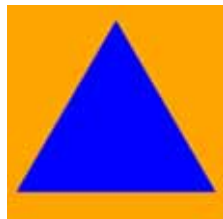
- ・許可権者は、申請書の保管、特殊標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した特殊標章等の管理を行うものとする。
- ・特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。

(3) 特殊標章等の様式等

特殊標章

- ・特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。なお、そのひな形は図2のとおりである。
 - (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
 - (イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- ・特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- ・特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色（C M Y K 値：C-0,M-36,Y-100,K-0、R G B 値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（C M Y K 値：C-100,M-100,Y-0,K-0、R G B 値：#0000FF）を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。

[図 2]



- ・場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとする。ことが望ましい。
- ・対象者を識別させるために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

身分証明書

- ・身分証明書は、第一追加議定書附属書I第15条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式4のとおりとする。
 - (ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
 - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。

- (I) 氏名及び生年月日が記載されていること。
- (オ) 所持者がいかなる資格においてジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、省の職員、 県の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
- (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
- (キ) 許可権者の印章(公印)が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。(いずれも印刷されたもので差し支えない。)
- (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
- (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型(A B O式及びR h式)が記載されていること。

(4) 特殊標章等の使用に当たっての留意事項

- ・何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
- (ア) 特殊標章等の交付等を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
- (イ) 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。
- (ウ) 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

- ・許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等を使用するよう努めるものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必

要な準備を行うよう努めるものとする。

- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁〕は、許可権者の中で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における特殊標章の使用

- ・平時におけるいたずらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらすおそれがあることにかんがみ、平時における特殊標章の使用については、(5)に定める場合を除いて使用しないこととする。

赤十字 交 付
 標章等に係る 申請書
 特 殊 使用許可

平成 年 月 日

(許可権者)様

私は、国民保護法第 157 条又は第 158 条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字) (ローマ字)	生年月日(西暦) 年 月 日
申請者の連絡先 住 所：〒 電話番号： E-mail：	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>写真 縦 4 × 横 3 cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)</p> </div>
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長： cm 眼の色： 頭髪の色： 血液型： (R h 因子)	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等
 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)

(許可権者使用欄)

資 格：

証明書番号：

交付等の年月日：

有効期間の満了日：

返納日：

[様式 3]

表面

 <p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p>			
<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p>			
<p>自衛隊の衛生要員等以外の</p>		<p>常時の 医療関係者用</p>	
<p>PERMANENT For civilian</p>		<p>臨時の medica personnel</p>	
<p>TEMPORARY</p>			
<p>氏名/Name _____ 生年月日/Date of birth _____</p>			
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol) in his capacity as</p>			
<p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p>			
<p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>			

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</p> <p>血液型/Blood type _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格 A7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))

表面

 <p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p>			
<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p>			
<p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>			
<p>氏名/Name _____ 生年月日/Date of birth _____</p>			
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol) in his capacity as</p>			
<p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p>			
<p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>			

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</p> <p>血液型/Blood type _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格 A7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))